

平成20年第6回防府市議会定例会会議録（その3）

平成20年12月17日（水曜日）

議事日程

平成20年12月17日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（27名）

1 番	安 藤 二 郎 君	2 番	斉 藤 旭 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	河 杉 憲 二 君
5 番	山 根 祐 二 君	6 番	土 井 章 君
7 番	松 村 学 君	8 番	大 田 雄 二 郎 君
9 番	木 村 一 彦 君	10 番	横 田 和 雄 君
11 番	田 中 敏 靖 君	12 番	山 本 久 江 君
13 番	田 中 健 次 君	14 番	佐 鹿 博 敏 君
15 番	弘 中 正 俊 君	16 番	高 砂 朋 子 君
17 番	今 津 誠 一 君	18 番	青 木 明 夫 君
19 番	重 川 恭 年 君	20 番	伊 藤 央 君
21 番	原 田 洋 介 君	22 番	三 原 昭 治 君
23 番	藤 本 和 久 君	24 番	久 保 玄 爾 君
25 番	山 下 和 明 君	26 番	中 司 実 君
27 番	行 重 延 昭 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	惠藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 吉村和幸君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。7番、松村議員、8番、大田議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより早速、質問に入ります。最初は11番、田中敏靖議員。

〔11番 田中 敏靖君 登壇〕

11番（田中 敏靖君） 皆様、おはようございます。平成会の田中敏靖でございます。

2年前の3月議会で、県議選に出ると勇んで辞職いたしました。選挙戦に敗れ、2年間の苦しい浪人生活でございました。その間、一般の職員の方、また一部の方から、本当は激励をいただくはずなんです。冷酷とも言える言葉も浴びせられました。大変苦し

い日々でございましたが、必ず、またこの壇上へ戻ってくるという、この意気込みで、議員になってみせるということで、今回の選挙に挑みまして、このように壇上に立たせていただきました。まことにありがとうございます。

地域密着型の議員として過去14年間、何度も道路問題、また環境問題について質問させていただきましたが、2年間休んでいる間に随分後退したとの感より、改めて今回の質問をさせていただき次第でございます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。執行部におかれましては明快なる御回答をお願いいたします。

まず、最初に、道路問題についてお尋ねいたします。

最初に、市道認定、帰属道路認定についてお尋ねいたします。平成5年、平成12年に市道認定基準を改正していただき、おおむね市道認定がスムーズにできるようになっていたと思っておりました。ところが、現在の取り扱いは、次のように市道編入基準に関する規程どおり実施されておられません。これは一体どういうことでしょうか。

1つ、電柱が建っていればだめだ、また、行きどまりでは認定しない、これはとんでもないと。どこにそんなことが書いてありますか、見解をお伺いいたします。

次に、狭隘市道の拡幅についてお尋ねいたします。4メートル未満の市道の拡幅をどのように考えておられるか、お尋ねいたします。「市道にはなっているが、いつまでたっても広げてはもらえない」、こんな不満を多くの方々より聞いております。高齢化社会では生活道路が狭いと車の進入もままならず、ましてや救急車や消防車が入らない狭い道では、これからどうして生きていけばいいだろうかと不安が増すばかりだと思います。そこでお尋ねですが、4メートル未満の狭隘市道に対し、待避所築造システムの構築はできませんでしょうか。今までの回答では、待避所は分筆して土地の無償提供があればやりますとありましたが、無償提供は可能でも、その土地を測量し分筆することは大変で金銭的に難しいと思います。分筆せずに借地の承諾書などでそれをカバーできると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

2番目として、地域清掃についてお尋ねいたします。

まず、(イ)として、排出物の処理についてお尋ねいたします。役所のお金はだんだん少なくなり、地域の環境保全は地域のボランティアに依存しなければならない昨今、自治会等の清掃で出る土砂や雑草の回収処理を年2回までに限定するのはおかしいのではありませんか。また、その理由が予算がないからとは、理由にならないと思いますがいかがでしょうか。自然豊かな私たちの地域は、野に山に海があり、草も生えない都会砂漠とは大いに違います。月に3回も草刈りしてもすぐに伸びるような、元気があり美しいところ

です。そんな中、「野焼きはだめ、出すなら袋に入れて出せ、生ごみとして出せ」と言われておりますが、一体行政は環境保全条例にあるように、美しい住みよい環境づくりをしようとは考えておられないのでしょうか。

続いて、（口）として、公私を問わず雑草の処理についてお尋ねいたします。公共施設、また道路・河川の清掃は公共ですべきではありませんか。また、個人の所有の保全管理は定期的にするよう行政で指導すべきではありませんか。

以上2点、見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 11番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。道路問題についてのお尋ねでございますが、まず、市道認定、帰属道路認定制度についてお答えいたします。

市道認定につきましては、昭和36年から道路法に基づく認定を経て、昭和52年に防府市が制定しました「市道路線編入基準に関する規程」に基づき、また平成5年4月1日に同規程の見直しを行い、市道認定をいたしております。

具体的には、平成5年までは幅員4メートル以上で、道路形態が公道から公道へ通り抜けできる道路だけを市道認定しておりました。しかし、開発道路が市有地になっていないために生じる種々のトラブル防止や、道路維持補修における住民の負担軽減を図るなどの目的で、行きどまりの道路でも道路幅員4メートル以上で、公共性があり、適正に整備されている道路については、平成5年以降は市道に認定するようになりました。その方針は今でも変わっておりません。

なお、幅員4メートルの中に電柱等の構造物がある場合の取り扱いにつきましては、今後、交通安全面で支障がない場合は市道認定する方向で検討してまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、狭隘市道の拡幅についての御質問にお答えいたします。道路幅員4メートル未満の市道の拡幅について、どのように考えているかとの御質問につきましては、道路は市民生活の動脈、必要不可欠なものであり、市民の皆様が安心・安全に道路を利用されるためにも、拡幅整備は必要と考えており、狭隘市道を含め、道路整備に関しては限られた経費で緊急度の高いものから順次整備しているところでございます。

そうした中、なるべく少ない経費で安全な交通の流れを確保する方法としまして、待避所は比較的交通量の少ない道路においては有効な手段の一つであると思っており、議員提案の待避所設置システムは整備を進めていく上で必要と考えておりますので、今後、要

網の設置を検討してまいります。

ちなみに、現在、用地の無償提供があれば順次整備を行っており、18年度以降では市道大塚伊佐江線を整備し、本年度は大道地区及び牟礼地区において、整備に向けた準備をいたしております。

続いて、地域清掃についてのお尋ねでございますが、まず、排出物の処理についてお答えいたします。議員御承知のとおり、土砂・草木等の収集運搬は平成19年度までは回数制限を設けず、各自治会から申請されたものはすべて行ってまいりました。

しかし、過去4年間の自治会からの搬入実績を調査いたしましたところ、この制度を利用しないで自助努力をされている自治会もあると思われることから、自治会間のバランス等を考慮した結果、やむなく本年度より1単位自治会、最大2回までという回数制限をせざるを得ないと判断いたしましたので、平成20年度につきましては回数に制限を設けております。

この20年度の状況を精査しまして、今後の対応について考えてまいりたいと存じます。

次に、公私を問わない雑草の処理についてのお尋ねでございますが、御質問の公共施設の除草等につきましては、原則として、その管理者が市の場合は、その施設等を管理しております担当課が除草等を行っておりますし、施設管理者が国・県の場合は、適正な管理がなされるよう、これまでも要望してきているところでございます。

なお、赤線・青線と呼ばれる道路・水路につきましては、これまで利用される方々により除草をしていただいておりますが、引き続きお願いしたいと考えております。

また、個人所有地につきましては、近隣から生活環境を現に損なっている、または損なう恐れがあるとして申し出があった場合には、現地確認の上、所有者に対し、防府市環境保全条例の土地・建物等の清潔の保持及び空き地の管理義務の規定に基づき除草をするなど、適正な管理に努めるように指導しております。

今後とも、地域住民の皆様との協働の理念のもとに、環境美化に取り組んでまいりたいと存じますので、御協力賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 11番、田中敏靖議員。

11番（田中 敏靖君） 順番は違いますが、まず、地域清掃について、まだ納得いかないところが少しありますので、質問させていただきたいなと思います。

まず、公の河川・道路についての清掃について、いろいろなところに地域からの陳情等々出して、いろいろなことをお願いしてはおりますが、川の中、中の清掃というのは大

変難しくなった、これが現状だと思います。高齢化社会で、川の中まで入ってやるという人は、まず、いなくなってしまったということで、その清掃をいろいろお願いはするんですけど、行政のほうでは、川に草が生えても「あれは水で流れるからいいわ」と、このような程度で軽く流されるというふうに思います。こういう状況では、葦が一番よく生えるんですけど、葦等にごみが詰まり、またそれに土砂が詰まり、それがひいては水害等々になりますので、そういうことも、もう少し力を入れてもらいたいなという感があるわけです。

今、よく協力していただくようになりましたのは国土交通省、これは昔に比べ、思ったよりよくやっていただくようになりました。清掃等、非常にやっていただくのでよくなってきましたが、まだ、その清掃がまだまだ不十分である、そういうことによって不法投棄等々も多い。

こういう状況で、そういう流れを行政のほうから、もう少しパトロールするなり、いろいろなことをして、やっていただくのがいいんじゃないかなと思うんですけど、そういうふうな日ごろのパトロールというんですか、雑草がここに生えているからというふうな清掃について、どのようにお考えかということ、ちょっとお聞かせいただけたら思っております。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 公共の施設、特に河川に対して、その維持管理についてどうであるかという御質問ということでお答えいたします。

確かに、国が管理しております佐波川、また県が管理しております二級河川、市が管理しております準用河川と、管理者を定めております。しかしながら、各河川、特に川の中の状況は立木が茂っており。また、茅類が繁茂しておりという状況は議員御指摘のとおりでございます。この状況は各自治会、各地区から要望がそれぞれ出されておられるのも事実でございます、この問題につきましては、各管理者にその都度強く要望しておる状況でございます。

今後、そういう声を背景に、なお一層要望してまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 11番、田中議員。

11番（田中 敏靖君） 御回答ありがとうございます。

実際、ボランティアでいろいろ、地域でも協力いただいて刈っておりますが、非常に、最近は不法投棄も多いし、刈るのも大変なんです。そういう中で、今、御答弁いただいた

ようによろしくお願ひしたいなと思ひます。

また、雑草等々の長さの規定をあまり強く言われぬように。あれ、50センチに切れと言ったって大変なんですよ。雑草は50センチに切れと言ったって、はさみで切るわけにはいきませんし、非常に難しい。そういう中で、ある程度の容認はしていただきたいなと、このように思ひます。一生懸命、皆さんボランティアとともにだれもかれもがやっておりますが、そういう中で、行政のほうの協力もお願ひしたいなと思っております。

また、公私を問わず雑草の処理についてということをも改めて今回申し上げましたのは、今、呼吸器の人ですか、いろいろなアトピー性とか何とか、いろいろな病気があります。それが雑草によつた花粉によつて非常に困つておるといふ苦情も多く聞かれます。

今、個人情報の問題で、その持ち主がだれであるかといふのは、登記上は判断できますけれど、それから先といふのが判断つかないところが多いんです。だから、行政のほうで、そういうところもひとつお願ひしたい、連絡して「草を刈つてくれよ」と、こういうのをお願ひしたいなと思っております。なかなか最近はおちろちろに出られておりますから、わからないことが多いとは思ひますけれど、そういうふうな流れをやっていただければ、もっと環境的によくなるであらうと思ひます。

今、ちょっとした花粉によつても花粉症になるとか、今まで常識で考えなかつたような病気もどんどん出て、増えておりますので、そのあたりもよろしくお願ひ申し上げたい。地域清掃については、これからまだ考えていかなければいけないことがたくさんございますので、一緒に考えさせていただいて、御協力いただきたいなと思っております。

それから道路の問題ですが、いろいろ要望を申し上げておきたいなと思っております。なぜ、この要望をしたいかといふと、現在、経済も非常に低迷といふんですか、悪くなりました。一番、道路の問題で悪いのは、昭和40年代前後につくられた開発団地等々がありますが、その道路がほとんどといふほど個人所有、会社所有になっておまして、ひいてはその所有者がここにはいない。そういう状態で、そういう方がこの不況によつて、そこに住んでいる方の財産を処分しよう等々があつた場合には、全くできない、価値がない、こういうふうな状況。現在は、開発許可の基準ができてからは、割とうまくいっておりますが、過去の遺物といふんですか、こういうことは非常に難しい。そういう中で、現実に携わつてない人は、なかなかそれがわからないといふことであります。

そういう中で、建築基準法のまた改正　この前は建築基準法の施行規則の改正といふのが平成19年にありまして、また、改正の改正がありましたですね。そういうふうな中で、今までは家が建てられよつたような土地も、だんだん家が建てられなくなる。そういうことがありますので、できるだけ公の道にしておきたいといふ、こういう気持ちでい

ろいろな方にも話をしておりますが、話に行っても相手が全然わからんわけですね。市の職員さんの方で話に行ってもわからない人が多いです。

そういう状況の中で、もっともっと道路の問題については考えていただきたい。厳しさは、どんどん難しくなります。耐震偽装に始まる一連の問題が建築基準法の道路の問題にも、どんどん、どんどん波及しておりますので、これはもうちょっと行政も力を入れるべきじゃないかなと思っております。

ちなみに、先ほどの電柱のことで御答弁いただいておりますけれど、道路の中の電柱というのが、本当、邪魔くそになるんですね。側溝が60センチぐらいあって、電柱が約60センチ、1メートルぐらいは狭くなるのです。4メートル道路でも3メートルぐらいしかないんです。それは、本来は困るから、市道にするのは本当に難しいとは思いますが、しかし、昔やったんだからしょうがないなということのお願いをしておるわけなんです。その辺は市長の御答弁もありましたように、前向きにやっていただきたいと。

その中で、今現在ある中電の電柱、N T Tの電柱等々、もうこれはどんどん建てかわっておるわけですね。何年かすると耐用年数が来ておりますから、建てかわっておるはずなんです。その建てかわっておるときに、また同じところに建ておるわけですね。そういうことのないように、やはり建てかえるときには、ちょっとへりに寄せるとか、宅地の中に入れてくれとか、いろんなことをやはりやることが必要ではないかなと。この辺が、今まではちょっとおろそかになっていたんじゃないかなという感がありますので、改めてそういうことをお願いしておきたいと。

特に交差点の角っこの一番大事なところに電柱が建ておるのがある。あれは曲がれんわけですね。皆さんも選挙でたくさん回られたと思いますけど、曲がれんところがよくあるんですよ。本当に困るんですよ。選挙で曲がれんという意味じゃないんですよ、生活で曲がれんという意味なんです。（笑声）だから、そういうこともお願いしたいんです。できるだけ曲がりやすい、生活しやすいような道路形態、道路の電柱の引き方をお願いしておきたい。

それともう一つ、狭い市道を広げようという中で、山口市の市道認定要綱というのがあります。その中にも「ゆずりあい道路整備事業」というのがあるらしいですね。この辺はひとつ参考にさせていただきたい。道路は譲り合って通るんだと。そういう事業で拡幅をするのには助成金を出そうと。これは内容的には上限が、50万円しか出ませんが、そういうことでやりましょうというようなシステムがあるわけなんです。だから、近隣でいろいろないいい制度があれば、そういうものもひとつ参考にさせていただいて、少しでも譲り合って、両方が頑張って1時間も2時間も待つような道路ではなくて、一生懸命、すぐ通

れるような、幅員の道路をつくるべきだと私は思いますので、その辺もお願いしたい。

もう一つ、重ねてお願い申し上げたいんですが、今、下水道をどんどん入れていただいているんですが、道路が私道のために入れにくいところがたくさんあるわけなんです。これも道路網の、行政が少し怠慢であったというふうな反省をしなければなりません。これからは、私道を市道にどんどんしていただいて、下水道も入る、住みやすい、こういうまちづくりをやっていただきたいなと思っております。

多くのことは語りませんが、防府市にもいろいろな基準がございます。その基準の中でも御存じない方も わかりませんので、一つだけ参考に、防府市は今、こんな立派なのをやっているということを御説明をしたいと思っております。「市道沿線道路用地寄附取扱い要綱」というのが、立派なのがあります。これは今、私が申し上げたような狭い道を広げるというような要綱なんです。意外となかなかこれが徹底しておりませんので。あることはわかっておるんですが、皆さんがわかっておりませんので。こういう何の制度をやっておるかということもあわせてこれからやっていただきたいと、かように思っております。今からの難しいこの経済情勢の中で、道路というのは非常に大切だと思いますので、重ねて申し上げたいと思っております。

いろいろ要望を申し上げましたけど、きょうの御回答は大変よかったと思っておりますので、これからも道路行政につきましては、地域の密着型であります。昔は道路族と言われておりますが、今ごろは道路族ではありませんが、しっかり道路をきれいにしていきたい、環境をきれいにしていきたい、川をきれいにしていきたい、このように思っておりますので、よろしく申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、11番、田中敏靖議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、9番、木村議員。

〔9番 木村 一彦君 登壇〕

9番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って、質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、マツダのリストラ問題について質問いたします。

本市の中核企業マツダにおける年内500人、来年1月末までにさらに200人の派遣労働者の雇い止め、すなわちマツダ本体だけでも合計700人に及ぶリストラは市の経済、社会全体に甚大な影響を与えることは間違いありません。事は単に、市税収入の減少などの直接的な問題にとどまらず、消費の冷え込みや不況の深刻化、社会不安の増大など、

まち全体・地域社会全体に、はかり知れない打撃を与えることは確実であります。

既に関連事業所等でも本体と連動してリストラが始まっており、今後、総体としては1,000人単位でのリストラに拡大するおそれが十分にあります。この意味では、市にとってもまれに見る重大事態であり、行政として本腰を入れた取り組みが必要とされていると考えます。

そこでお尋ねいたします。

1、昨日の原田議員の質問にもありましたが、市としてリストラの実態をどのように把握しておられるでしょうか。また、関連下請け企業への単価の切り下げや代金支払の減額など、不当な下請けたたきがやられていないかどうか調べておられるでしょうか。

2、100年に1度の大不況などの言葉のもとに、大企業各社が雪崩を打ってリストラに走っており、今やリストラは当たり前というような風潮が強まっておりますが、ここは言葉に踊って浮き足立たずに、事態を冷静に見つめ直す必要があると思います。

自動車産業だけを見ても、トヨタ系6社とマツダを含むその他の7社を合計いたしますと、約1万8,000人の人員削減が計画されている一方で、今年度連結経常利益の見通しは約2兆1,000億円、株主への中間配当は2000年9月の660億円から今年度は3,800億円へと5.75倍に膨れ上がっております。連結内部留保残高、すなわちため込み利益も2000年9月の15兆3,000億円から、今は29兆4,000億円と、約2倍になっております。まさにバブル期以上の大もうけをしているわけでありませう。

マツダも下方修正したとはいえ、なお来年3月期の経常利益を500億円も見込んでおり、内部留保は2000年9月末の1,700億円から2.5倍に膨れ上がって、4,300億円に達する見込みであります。

また、今期中間配当は前年と同じ42億円、1株当たり6円を配当しております。株主への配当は以前より増やしており、多数の労働者は解雇しても株主への配当は怠らないというわけであります。御多分に漏れず、同社も体力は十分あるのであり、この内部留保のわずか0.数%を取り崩すだけで、今回のようなリストラをやらなくても済むわけであります。

こうした体力も十分ある地域の中核企業が率先してリストラをやることは、大失業時代の到来、大不況時代の到来の旗振り役をみずから買って出ることになるわけであります。大量解雇、失業者の大幅増加、消費の冷え込み、さらなる不況の深刻化という悪魔のサイクルをみずから促進することになります。

こういう最悪の循環に落ち込むのではなくて、逆に企業が最大限の努力をして雇用を

守ってこそ、景気も次第によくなっていくし、企業にとっても先行きの見通しが出てくることになるわけであります。

以上のことから、この際、市はみずから課せられた緊急かつ重要な責務として、企業にリストラをやめさせ、雇用をきちんと守らせるよう強く働きかけるべきであります。このことについて、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

また先に、我が党はこのことについて、市がマツダに申し入れるよう二度にわたって要請いたしましたが、その後どのように実行されたでしょうか、お答え願いたいと思います。

3、リストラされた派遣社員の多くは単身者で、他県から働きに来ている人も少なくありません。雇い止めを通告されてから1カ月以内に寮などを出なければならず、当座の生活費や住居探し、職探しのために必要な蓄えもほとんどありません。かといって、さまざまな事情から郷里に帰れない人も多いのです。

最近、私どもに相談に来られた四国出身の50歳の方も、郷里に70代の母親がおられるのですが、病気を抱え、高齢者用の公営住宅に1人で暮らしているので帰るに帰れない、できれば今後も防府市で暮らしたい。こう強く望んでおられますが、寮を出されれば当座の住居がない。市や職安に相談し、民間の不動産業者なども駆け回ってみたが、どこも貸してくれない。困り果てて私どものところへ相談に来られたわけでありますが、この人の場合はたまたま知人のつてで敷金・礼金なしで民間のアパートを借りられることができましたからよかったものの、他の多くの方々はホームレスに直行せざるを得ない、こういうのが冷たい現在の現実であります。

リストラされた人たちが当面緊急に必要としていることは、まず第一に雨露をしのぐ住居、それからつなぎの生活資金や生活再建のための諸費用、新たな就職先の確保であります。この年の瀬の寒空に多くの市民を路頭に迷わせるようなことがあってはなりません。市はこのほど、マツダ関連対策本部を設けたということですが、これらに対してどのような具体的支援をしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、国民健康保険証の交付について質問いたします。10月末の厚労省調査で、親など保護者が国保料を滞納したため無保険となっている中学生以下の子どもは、全国で3万3,000人いることが明らかになりました。防府市ではさきの9月議会での我が党、山本議員の質問に対する答弁で、無保険状態になっている子どもは34世帯50人となっております。子どもに保険料納付義務はなく、子どもから適切な医療を受ける権利を奪うことはできません。即刻、保険証を交付すべきであります。

私がこの質問通告を出した直後の今月10日、衆議院厚生労働委員会で、与野党共同

で15歳以下の子どもに一律に保険証を交付する国保法の改正が可決され、その後の本会議でも可決されて来年4月から施行されることになりました。期せずして、質問の回答が国から出された格好であり、肩透かしを食ったような気持ちもいたしますが、大変結構なことだと思えます。

そこで、改めてお尋ねいたします。この法改正の内容とそれに伴う市の実施計画はどのようなものでしょうか、お答え願いたいと思います。

最後に、西松建設との工事請負契約について質問いたします。

本年6月、西松建設の社員が海外でつくった裏金約1億円を違法に国内に持ち込んだとして、東京地検特捜部から外為法違反の容疑で本社が家宅捜索を受けました。折しも、本市は6月議会に同社を代表者とするJV（ジョイントベンチャー）と新体育館建設の工事請負契約締結の議案を上程しており、私ども何人かの議員は契約を一時保留して事態の推移を見守ることを主張しましたが、執行部は一たん上程した契約を取り下げる理由が見当たらないとして議決を強行したわけであります。

その後、西松建設については、同社元海外事業部副事業部長という幹部職員が同じく海外でつくった裏金を違法に国内に持ち込んだこと、香港のペーパーカンパニーの銀行口座で管理している裏金の一部を着服したことにより逮捕されました。さらに東京地検特捜部は、11月21日外為法違反容疑で同社の国沢社長の自宅を家宅捜索いたしました。この2件とも、社長、副社長という会社の最高幹部が関与している疑いが極めて濃厚であり、同社の企業倫理が極めて低く、コンプライアンス、法令遵守に問題があることを示しております。市の体育館建設は現在進行中ではありますが、市民の税金で建てる市民の体育館が、このような問題ある企業の手によって建設されるということは、市民感情からしても受け入れがたいと思えます。

そこでお尋ねいたします。

1、副市長は6月議会で本契約締結の後でも、契約の合意解除は可能と、繰り返し答弁しておられますが、その考えは現在でも変わらないのでしょうか。もし、この合意解除が可能であるとすれば、今日の時点に立ってどうすべきとお考えでしょうか。

2、鎌倉市は入札指名停止等取扱基準の中で指名留保という項を設け、入札参加資格者が不正行為等により指名停止措置要件のいずれかに該当する恐れがあると認めるときは、当該措置要件に該当する事実が確認できるまでの間、または当該措置要件に該当しないことが明らかになるまでの間、当該有資格者の指名を留保することができると定めております。

本市においても、二度と再びこのような事態が起きないように、この際、鎌倉市のよ

うに取扱基準を定めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか、お答え願います。
以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、マツダの雇用調整の問題についての御質問にお答えいたします。

世界的な金融危機による景気悪化や急速な円高の影響で、輸出関連企業の業績への波及が一段と厳しくなっております。このような中、このたびのマツダ株式会社防府工場の減産に伴う雇用調整に関する方針をお伺いしておりますが、その内容は非常に厳しいものであり、本市におきましては関連企業が多く、雇用と地域経済への影響を強く懸念しているところでございます。

この緊急事態に対応するため、昨日の答弁でもお答えいたしましたように、市といたしましては、「防府市マツダ関連対策本部」を設置したところでございます。今後はこの対策本部において一元的に情報の収集に努めるとともに、スピード感をもって対策・対応に努めてまいりたいと思っております。

そこで御質問の、まず実態と影響についてどのように把握しているかということですが、昨日も原田議員の質問にお答えした内容と同じ内容になりますが、お許しいただきたいと存じます。

市内には、マツダ株式会社防府工場の関連会社の主なものだけでも十数社あり、それに納品している地元企業などが数十社以上あると思われれます。その多くの関連企業の方々がそれぞれの事情や生産状況に応じて、派遣元事業所と契約しておられるのが実情であるため、みずからの先行きが不透明な現在、雇用調整の時期及び人数等について慎重に対応しておられることと推察いたしておるところでございます。

このような中で、本市におきましても、雇用調整の詳細な時期や人数等を把握することは非常に難しいというのが現状であり、下請け単価の切り下げや契約途中の解雇などについても同様でございます。

次に2点目の、企業の社会的責任についての市の基本姿勢についての御質問にお答えをいたします。マツダ株式会社防府工場は、昭和57年の操業以来、防府の地域経済の発展と雇用の確保に多大な貢献をいただき、地域社会において極めて重要な役割を担ってこられました。この間、平成10年からの10年間で約1,500人の新たな雇用の創出もされてきたところでございます。

しかしながら、今回の世界経済の急激な減速の影響から、今期の生産台数を下方修正

され、これに伴い雇用調整を行う方針を出されたところでありますが、市といたしましては雇用の安定と地域経済への影響を最小限にとどめる努力をしていただきますよう、さまざまな機会をとらえ、引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

最後に3点目の、リストラされた人たちの生活支援と影響を受ける関連企業・取引業者への支援策についての御質問にお答えをいたします。

市といたしましては、先ほど申し上げました「防府市マツダ関連対策本部」で、市の総合相談窓口を「市政なんでも相談課」とし、関係各課と連携し一元的に対応することとし、また、市営住宅数戸の提供ができるよう検討に入ったところをごさいます、今後も引き続き、離職者や関連企業への支援対策にも後手に回ることのないよう、早急に取り組むことといたしております。

相談関係につきましては、総合相談窓口で対応するとともに、防府公共職業安定所及び県等が、12月15日から25日までの間に5日間、マツダ株式会社防府工場で開催される「アシストハローワーク」と称される出張相談に市からも職員が出向き、生活関連の相談をお受けすることといたしております。

さらに、来年1月から週2回程度、防府公共職業安定所による出張相談や県によるキャリアカウンセリングコーナーを市役所内に設置し、就職活動の方法、労働市場の求人情報の提供、雇用保険制度の説明及び生活関連相談等に対応することといたしております。

今回の景気後退に伴う、雇用情勢の悪化は全国的なレベルの問題であり、国策としての景気・雇用対策が必要ではありますが、市といたしましても引き続き、山口労働局、県、防府公共職業安定所、商工会議所等の関係機関とも連携を取りながら、再就職支援策や生活相談などに適宜即応してまいり所存でございます。

なお、つなぎの生活資金につきましては、新たな制度を創設することは難しいことから、一定の貸付対象要件はございますが、既存の山口県・市町離職者緊急対策資金等の制度を利用していただけたらと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長、入札検査室長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） それではまず、企業の社会的責任について、市がもっと強くマツダに働きかけるべきであるということについて再質問をいたしたいと思っております。

今の御答弁でも、マツダのその地域経済や雇用に対する貢献を述べられましたが、逆に言えば、防府市もマツダの進出に当たっては多大な基盤整備費用等を投入しているわけですね。工場用地とか道路とかトンネルとか港湾とか、これらは、県と市が相当の、数十億円になると思っておりますが、そういう基盤整備の資本を投下しております。ですから、ちょ

っと景気が悪くなった、あるいはもうけ幅が小さくなったということで、たちまちこういうような大幅なリストラをやるということは、私は地域に対する責任からも許されないんじゃないかというふうに思います。リストラをやっという「あとは国や自治体さん、よろしく」ということでは、私は企業の社会的責任は果たせないんじゃないかというふうにも思います。

また、1,500人の新たな雇用を創出されたとおっしゃいましたが、確かに新しい雇用が生まれたわけですが、これはほとんどが派遣労働者です。この派遣労働者の雇用によって、企業は人件費を正社員の半分程度に抑えることができ、そのために大変なもうけを上げることができているということも指摘しておかなければなりません。そして、重要なことは、このリストラ自体が実は違法であるということも指摘しておかなければならないと思います。

これについては、12月9日の朝日新聞によりますと、厚生労働省が全国の労働局に一斉通達を出して、「大量の人員削減を予定する企業に対し、不適切な雇い止めや解雇をしないよう指導を始める」。通達では……。「非正規は簡単に切れると思われているが、実は厳しい規制があることを示し、抑止力にする」のが狙いだ。派遣や期間工など有期雇用者の解雇（契約の途中解除）は、労働契約法で、やむを得ない理由がなければ解雇できないとされており、正社員の解雇要件よりも、規制が厳しいとされている。期間満了に伴う「雇い止め」も、判例で、期間満了ごとに当然のように更新を重ねている場合やつまり1カ月ごとの更新でもずっと続けて勤められるということが予想される場合や、「雇用継続への合理的な期待が認められる場合は正社員の解雇要件に準じるとされ、実際に雇い止めが無効とされたケースもある」。だから、厚労省は法令に違反しないよう、企業はちゃんとやれということ、通達を出したわけです。

この正社員の雇用調整をやる際の何が問題かということ、整理解雇の4要件というものが日本の法令では決められております。つまり、1、人員整理の必要性。どうしてもこれは人員整理しなきゃいけないという必要があるかどうか。2番目の、解雇回避、解雇を避ける努力がどのようにされたかどうか。これが実際にされているかどうか。3つ目には、被解雇者、クビになる人の選定の合理性、この人とこの人をクビにするという、その合理性があるかどうか。4番目には、手続の妥当性。ちゃんと当事者とも、納得して、合意されて、妥当にこの手続がやられているかどうか。これらが守れないと違法であると、違法な整理解雇であるということが言われているわけです。

これは派遣であろうと、今の厚労省の通達にあるように、派遣のほうにむしろこういう違反については厳しく取り締まられなければならないということになっているわけです。

ね。だから、派遣労働者だから自由に切れるというのはとんでもない話なんです。法令違反なんです、本当は。法律違反なんです。

だから、そういうことを一つはまず認識してもらわなければならないというように思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。法令違反について、法律違反になるんだということについての認識はおありでしょうか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 新聞の中で、いわゆる500人の、いわゆる12月末での契約満期に伴う雇い止めとか、あるいはさらに200人の雇い止めとか出ておりますけれども、その中身の詳細について契約状況は、私どもの知る立場ではありません。

したがいまして、市議会においても、こういった法律違反になるのではないかというような、いわゆる御指摘を受けたことについては、速やかに山口労働局にお伝えをしてみたいというように思っております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） それからさらに、これはマツダだけではないのですけれど、派遣労働者に対しては重要な違法行為が行われているということも指摘しなければなりません。

マツダでは、サポート社員制度というのがやられております。これは何かというと、派遣労働者を3年以上継続して雇用すれば、正社員に登用しなければならないという、今の労働者派遣法で決められています。これを避けるために、例は適切かどうかわかりませんが、時効中断みたいな格好で、途中3年になる直前に正社員に一たんするんですよ、3カ月と1日だけ。これを3カ月中断すると、そしてまた、もとの派遣に戻すんです。この3年近くたってサポート社員、マツダが雇用する正社員は、3カ月1日で終わってまた元に戻る。そうすると、結局、継続して3年以上派遣を使ったということにならないのです。法の網をくぐり抜けるような格好ですけども、そういうことも実際にはやられているわけです、サポート社員制度という。一たんは正社員に3カ月間なるけれども、また元の派遣に戻る。これはマツダ本体だけではなくて、関連企業でも同じようにやられているようです。

そういうことも実際にやられているということでは、私は、これまで派遣労働者をまさに部品のように使って、しかもそのおかげで人件費を極端に抑制してもうけてきた。それにもかかわらず、ちょっと利益が減少するということで、たちまち数百人を解雇するということが許されないというふうに思うのですが、この辺についての御感想はいかがでございますか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 今、サポート社員制度とか初めて聞きまして、どういう契約になっているのかわかりませんが、初めて聞いたところでございます。そういう感想であります。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 事ほどさように極めて違法性が高いこの派遣切り、これはやめさせるべきである。しかも、市としてはそういう法律違反という側面からだけでなく、壇上でも言いましたように、地域経済を守る、地域社会を守るという立場で、これはぜひ企業に対して強く、このリストラ自体をやめる、やめてほしい、やめるべきだということを申し入れる必要があると思います。現に、厚労省もやめるべきだということをはっきりは言っていないが、法律違反の疑いがあるので、むやみやたらなりストラ、派遣切りはやるべきでないという通達を出しているわけですから、これは市としても、私はもっと強く要望すべきだということをお願いしたいと思います。

それから、リストラされた方々への緊急対策の問題にちょっと移ります。

まず、壇上でも申しましたように、住居が一番切実なんですね。もう本当に多くの方は、派遣会社が借り上げた民間のアパート等に住んでおられますから、これは最高でも1カ月、場合によっては2カ月くらい猶予をもらえる人もおるようですが、それがたったら出なきゃいけない。するとたちまちもう寝る所がない、雨露をしのぐ所がないということになるわけでありまして。そういう点では、私は、一つはマツダその他関連企業に対して、会社が持っている寮や何かから直ちに追い出すようなことをしないで、再就職先が決まるまでそこへ住まわせてくれるように、やっぱり申し入れるべきだと思います。

それから、これは私、民間の不動産業者の方とお話ししたんですが、民間の不動産業者の方々も今はこの問題で大変悩んでおられるようです。たくさんの相談に来られまして、どう対処したらいいか大変困っておられるという話を聞きました。

この方々、市内の不動産業者も月に1回、賃貸の勉強会という形で会合を持っておられるそうですが、そこでもこの問題が話題になっているそうです。ただ、信用保証の問題とか、敷金・礼金をどうするかとか、そういう問題でなかなか踏み切れないということで、市からも何も言ってきてないが、市からも何か依頼があってもしかるべきじゃないかというふうなことも言っておられました。ですから、こういう民間の賃貸住宅を持っておられる団体や業者に、やっぱり市としても協力方を依頼することも必要じゃないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 一応対策本部のほうでは、今、御要望のありました住宅問題ですね、いわゆる解雇契約切れ、即退居ということについては、そういうことをしないよ
うにという申し入れは、対策本部としてやってみたいというふうに思います。

それからなお、対策本部では、市営住宅の空き家等々を調整をいたしまして、6戸ぐ
らいどうか空き家を見つけることができましたので、今、緊急的にその募集を開始した
いというふうに思っております。まだ正式な決裁は受けておりませんが、無論、敷
金なしとか、あるいは就職が決まるまで三月から半年以内とか、急遽年内に、10月末で
いわゆる期限切れとかというマスコミ情報等も聞いておりますので、年内いっぱい受付等
して、来年の1月1日から入れるような方策で、今、準備を進めております。

昨日市長が申しあげましたように、対策本部を設置しましたので、とりあえず走りな
がら考えるというところで、一つずつ実施に向けていきたいと、そのように考えておりま
す。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 市営住宅を6戸ほど、何とか活用したいということで、大変結
構なことだと思いますが、ただその際、保証人ですね。これを必要とするかどうかが大
きな問題になります。

私、何人かの方々、派遣止め、雇い止めされた方からいろいろ聞きましたら、よそか
ら来ておられますので保証人を見つけるのが大変困難、事実上不可能だということを言わ
れておりました。ですから、もし仮に市営住宅を提供する場合に、保証人を要求したら、
これは事実上、多くの方の場合は入居が不可能だということと同じ、同義語になると思
います。ですから、この保証人の要件というのは、どうしても取っ払ってもらいたいとい
うふうに思います。

ちなみに、同時に雇用促進住宅について、今、厚労省が通達を出しておりますが、始
めは雇用促進も大変要件が厳しくて、実際借りられるまでに、私どもが聞きましたら1カ
月半かかるという、それじゃとても間に合わないということで言っていましたら、厚労省
のほうからその後通達が出まして、いろいろな要件を全部緩和して、保証人もいない、
敷金もない、それから雇用保険の被保険者であるという要件も取り払うということで、
即、防府市の場合は大道の雇用促進住宅42戸、これを緊急修繕して提供することにした
というふうに言っております。

ですからこの場合も、敷金も要らないし、保証人も要らないということで雇用促進の
ほうは対応しているようではありますが、市営住宅についてはどうかということ、ちょ
っとお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） それも対策本部でいろいろ議論をしたわけでございますけれども、やはり最低要件として保証人といったものは絶対必要だというふうに考えまして、保証人1名といったものを要件にしたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 大分市や杵築市なんかの例も、詳しくは私、知りません、新聞記事でしか知りませんが、この保証人の要件というのは多分ないんじゃないかと思えます。雇用促進は、明らかにこれは取り払っています。保証人は要らないということになっています。ぜひこれは、本当に実情を聞かれたらわかりますけど、保証人が立てられる、よそから来ておられる派遣社員というのは本当に数少ないです。ほとんど不可能に近いです、保証人を取るというのは。ですから、これはぜひ再考していただきたいということを申し述べておきたいと思えます。

一応、この問題については終わりたいと思えますが、この問題の根源は、1999年に労働者派遣法が改悪されて、もう派遣が自由になったことに最大の根源があります。これは当時、自民、公明、民主、社民、みんなが賛成して、共産党だけは反対したんですが、改悪されたんですね。これで今日の事態が招かれたわけですから、市としてもこの労働者派遣法の改悪を元に戻すように、ぜひ国に要望してもらいたいということもあわせてお願いしておいて、この問題は終わりたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 次は国民健康保険証の交付について、生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは、2点目の国民健康保険証の交付についての、子どものいる世帯への資格証明書の交付についてお答えいたします。

厚生労働省は、平成20年9月15日現在における「資格証明書の発行に関する調査」を行い、平成20年10月30日付で結果等について発表いたしました。それによりますと、全国の資格証明書交付世帯中、15歳以下の子どもがいる世帯は1万8,240世帯で、人数にして3万2,903人、これは国民健康保険の子どもの被保険者の0.9%を占めていることが明らかになりました。

次に、本市における過去5年間の9月末日現在の資格証明書の交付世帯でございますが、平成16年度は403世帯、17年度は440世帯、18年度は500世帯、19年度は425世帯、20年度につきましては419世帯となっております。なお、平成20年度の資格証明書交付世帯において、15歳以下の子どもについては、12月1日現在で、45世帯の58人となっております。

議員お尋ねの、資格証明書発行世帯の15歳以下の子どもへの対応でございますけれ

ども、去る12月10日の衆議院厚生労働委員会において、15歳以下の子どもについては、資格証明書を発行しない。ただし、資格証明書対象世帯の15歳以下の子どもには、6カ月の有効期間の短期証を交付するとの、国民健康保険法改正案が可決されたところでございます。

これに伴いまして本市といたしましても、平成21年4月からの施行に向け実施計画を立てるなど、準備にかかり、制度がスムーズに運用できるよう努力してまいりたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） ありがとうございます。

国がもう率先して、この15歳以下の子どもに対しては、世帯と切り離して、子どもに独自に保険証を6カ月に限って交付するということを決めたようであります。

今まで市がこの問題についてなかなか踏み切れなかったのは、国保法で、国保はその世帯単位が原則であるということが決められておりましたので、子どもだけにこれを適用するということが技術的にも、また法律的にも難しいということがあったんだろうと思います。それを今度、国があえてこれまでの法律の枠を取っ払って、子どもだけには与えるということに踏み切ったことで今回実現したと思うのですが、これをやる上で、市では実務上いろいろ困難がありますか、どうですか。すぐできますか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） お答えいたします。

まずこの実施にあたりましては、いわゆる今の法改正がなければこれは我々としてもできないというふうに考えておりますし、この法改正がされたということになれば4月1日に向かって、先ほど申しましたように、粛々とそれに向かって進んでいくということでございます。別にこれとって難しい要件等はないと考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） ぜひ全員を救済するようにお願いしたいと思います。

それから施行が来年4月、新年度からということになっておりまして、今日、きょうから数えましても3カ月間以上ちょっと、その間は従来どおり無保険の子どもたちが存在することになるわけですね。私はせっかく国がそういうふうに法改正してまで救済する措置を取ったわけですから、この際、市としても4月までの間、もし仮に子どもたちが大けがをしたり重病になったりした場合に、何とか保険で救えるような措置は取れないものかどうか、国も大筋認めているわけですから、大目に見てくれるとは思うんですよね。

その辺で、何とか救済措置を取れないものかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） お答えいたします。

まず今、議員お尋ねでございますけれども、子ども一律に国保の資格証明書の対象外とするにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、国保法の改正が必要となっておりますので、非常にこれは難しいというふうに考えております。

議員、御承知と思えますけれども、国民健康保険事業につきましては相互扶助の精神に基づき運営されているものでございます。その根幹をなすものは、被保険者皆様の所得や人数に応じて納められる保険料でございます。したがって、保険料の公平な負担をしていただくため、徴収担当と連携して滞納のある世帯につきましては、従来どおり文書や電話による催告を行っておりますし、所得状況や納付する能力等を調査して、滞納者との接触を常に図って、その実態把握に努めております。

その実情に応じまして、適正できめ細かな対応を取ってまいりたいと。特に子どもの世帯のいらっしゃるところにつきましては、きめ細かな対応を取ってまいりたいと思えますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） これまでも納付相談を小まめにやるということで、個別に小まめに対応するというのをやられてきていると思えますので、ぜひ、今の御答弁にもありましたように、4月前にそういう事態が起こったときにはぜひ個別に、やっぱり相談に乗って、可能な限りの救済措置をとっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

以上でこの問題については終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、西松建設との契約について。入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 西松建設との契約についての御質問にお答えをします。（仮称）防府市新体育館建設（建築主体）工事は、平成20年5月27日に仮契約を締結し、6月27日の議会承認後、6月30日に本契約を西松建設株式会社、長沼建設株式会社、株式会社原田組共同企業体と締結をしました。

この件につきましては、6月議会に本件契約議案を上程した直後に、東京地検特捜部が外為法違反の疑いで西松建設株式会社を捜査したとの報道があり、本会議の席上、議員の皆様からさまざまな御質問や御意見をいただきましたが、そのときの質問に対する回答の中で、「本契約締結後でも契約の合意解除は可能」と答弁しています。つまり、民法上いかなる契約であっても契約の合意解除は可能であります。

西松建設の事件では、元社員が横領容疑で逮捕され、今月9日には起訴された等の報

道がされておりますが、現在確認できる限りにおいては、契約書の条文に照らしてみても、市が一方的に契約を解除することはできません。

一方、工事請負契約書の第44条には、「市は工事が完成するまでは、必要があるときは契約を解除することができる。ただし、契約解除により請負側に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」とあります。民法第641条にも同様の条文があり、相手方が解除の条件に合意しなければ、契約解除は不可能と考えるところでございます。

次に、請負契約に関する要綱等整備に関する御質問でございますが、議員御指摘のように、西松建設横浜支店は鎌倉市と結んだ漁港改修整備工事の仮契約を本年6月10日付で辞退しています。鎌倉市の指名停止に関する要綱には、「指名停止要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該措置要件に該当する事実が確認できるまで又は該当しないことが明らかになるまでの間、指名を留保することができる」との条項があります。この条文から判断して、西松建設横浜支店は鎌倉市との仮契約を辞退されたのではないかと推測します。

本市の入札・契約制度に関しては、山口県の制度に準拠して整備しております。今後もよりよいものにするために、県の考え方等も参考にしながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 副市長の答弁じゃなかったかと思いますが、6月議会で論議になったときに、私も質問しましたし、他の同僚議員も複数の同僚議員が質問しまして、仮に6月議会で本契約を議決した後でも、双方合意ならば契約解除は可能であるというふうに答弁されたわけですけど、その点について現在もお考えはお変わりないのか。それから、その上に立って、もし変わらないとすれば現在どのように考えておられるか、お考えを伺いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 今、入札室長から御答弁申し上げたとおりであります。もう一度繰り返して読ませていただきますと、回答の中で本契約締結後でも契約の合意解除は可能ということは申し上げました。ということは、これはいかなる契約であっても、民法上、いわゆる合意解除は可能であります。

例えば契約書の中にも、先ほど申し上げましたように、いわゆる請負契約書の中の第44条なんですけれども、市は工事が完成するまでは必要があるときは契約を解除することができるという条項がきちんと設けてあります。しかしながら、ただし契約解除したと

きには、その請負側に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならないということをしきんと明記してあります。だからそれは、いわゆるルール上、いわゆる合意解除といったものはできるわけですが、要するに原則論として書いてありますけども、現実論としては、今度は相手様がちゃんといらっしゃいまして、現に、どんどん、どんどん、工事が進捗しているような状況の中で、やはり相手様が合意しなければ、これは契約解除は不可能である。現実論としては、不可能ではないかなと思います。ルール上にはそういう定めがあるということで御理解をいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 純理論上は可能であるということであります。私も、もう、今さら、工事がどんどん進んでいるのを解除せえというようなことを言うつもりはありませんが、しかし、やっぱりいまだに、壇上でも申しましたが、後味の悪い問題が残ると思うんですね。

ですからやはり、あの当時私どもが主張しましたように、とにかく契約を一たん留保すると。黒か白かははっきりするまで留保するということを主張したんですけど、結果的にそれができなかった。この鎌倉市のような要綱があれば、これは可能だったわけですね。私どもは、あのときも仮契約を破棄してしまえとは決して言わなかったわけです。とにかく保留しようじゃないかと、黒か白かどっちになるかわからないので保留しようじゃないかと。はっきりしてからまた、白だったら契約を結べばいいし、黒だったらやめればいいということで主張したつもりですが、結局それが聞き入れられなかったわけであります。ですから、このような鎌倉市のような条項をぜひつくるべきだと思います。今後、同じような事態が起きないようにですね。

この点では、技術上というか法理論上というか、何かいろいろ問題があるのでしょうか。入札検査室長、お尋ねします。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 6月議会でも申し上げましたけれども、今おっしゃったように「あれば」とか、「あつたら」とかいうことがありましたけれども、いわゆる指名停止要件では、いわゆる有罪が確定するとか、そういうような状況にならないと指名停止になりません。したがって、今の状況ではまだ指名停止になるような条件ではありません。

したがって、「たれば」になりますが、仮に留保しておいたら、いまだに留保をずっと続けるということとなります。6月に申し上げましたように、やはり行政というのは現代のいわゆるルールに従って、その判断をしていただいたというふうに理解しております。

それから、いわゆる指名停止に関する要綱、鎌倉市の事例を引き合いに出されましたけれども、答弁を申し上げましたように、市独自のルールといったものを入れる、市の入札に関する規定とか入札制度が、ほとんどが山口県の制度に準拠してやっております。当市だけが全然ルールが全く違うといったものはございません。

したがいまして、お答えいたしましたように、県の考え方等もお聞きしながら、整備の充実の必要性があるのならば、その改正についてすることにはやぶさかではないというふうに思っております。

あくまでも、やはり物差しといったもの、山口県内の13市さん全て県の、いわゆるそういう制度に準拠してやっていたらっしゃいますので、その物差しに従ってやっていきたいという考えであります。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 県に準拠してやっていきたいということでございますが、当時県も、思い起こしてみますと、維新公園での、陸上競技場ですか、これは西松建設と仮契約をしております、これを取り下げた経緯があります。

県におかれましても、同じような経験をしておられるわけで、ぜひ県に対しても今回の教訓を申し上げて、県もそういう方向を検討するように要望していただきたいということをお願いしておきまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 以上で、9番、木村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、6番、土井議員。

〔6番 土井 章君 登壇〕

6番（土井 章君） 明政会の土井章でございます。さきの市議会議員選挙におきましては、種々の嫌がらせも受けましたけれども、良識ある有権者の皆様の御支援を賜り、議席を与えていただくことができました。座席の位置と立場は、約3年前と全く逆でございますが、市の将来を思う心は全く変わっておりません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

きょうの質問ですけれども、本来ならば建設的な質問をしたい思いをしておりますけれども、今回のタイミングを外すとまずいという思いで、あまり建設的ではない質問になるかと思っておりますけれども、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

その1点は、市役所職員の人事考課制度についてでございます。この問題につきましては、前任期まで議員でありました馬野氏が、平成14年9月議会、平成17年6月議会、平成19年6月議会、平成20年9月議会と、4回質問しておられ、また、14年の9月

議会では、私はよう見つけませんでした。以前に2回と、質問しておるとおっしゃっておりますので、計6回にわたり実施について質問されており、直近が先の9月議会でした。

そのときの執行部の答弁によりますと、平成15年度から課長職を対象に実施をされ、以降、17年度から課長補佐職、18年度から係長職に拡大されたようでございます。一方、部長、部次長職への適用につきましては、平成17年6月議会での馬野氏の質問に対し、当時助役でありました私は、部長は会社で言えば取締役、役員であるから、部長は人事考課の対象にはしないと答弁しておりますが、そのとき、こんなつまらん助役がおつたらだめだというふうに思ったと、この9月議会で発言をされております。

私は確かにそう答弁しておりますし、今でもそのように考えていることを申し添えておかなければなりません。なぜなら、部長職は、数いる部次長職の中からベストと思われる人物が選ばれているはずで、もし、すこぶる低評価の者がいたとするならば、それはいわゆるミスキャストでありまして、むしろ任命した者が責められるべきであると考えております。また、そういう職員がおれば、分限あるいは懲戒の制度もあるというふうに考えております。

ところで私は、営業部門以外の部署で個人の業績や成果を定義することは至難のわざであると考えておまして、市役所のような非営利、市民サービスを主業務とするところは、人事考課、いわゆる成果主義システムはなじまないと考えておまして、平成15年度にスタートしたときも試行錯誤に考えておりましたし、効果を検証していずれやめることになるだろうと思っておりましたが、私のほうが先にやめることになり、検証されているかも含め、結果は知らないわけでございます。

成果主義の導入は、バブル景気がはじけた1990年代後半に、アメリカの年俸制や成功報酬制を見習って日本の企業が積極的に取り入れたシステムと言われておりますけれども、すべてを無味乾燥な数字で評価するアメリカ型の成果主義は、現在に至っては日本になじむシステムではなかったのではないかという反省も数多く論じられておるところでございます。

人事考課の導入を積極的に促された馬野氏が所属されていた会社も、役員以下、すべての職員にこの人事考課、成果主義を積極的に導入されていたものと想像いたしますが、この会社はすぐれた技術力を持っていたにもかかわらず、今どうなっているかを見たとき、この制度の矛盾や限界を知ることができるのでございます。

なぜならば、このシステムが本当に日本にも適応したすばらしいシステムであるならば、そのシステムを積極的に導入した会社は立派に成長しているはずでありまして、あの

ような残念な結果になるはずがないと思うからでございます。

東京大学の高橋伸夫教授の著書によりますと、成果主義は目標管理という客観的な指標に基づき、できるだけ客観的、数字的に成果を図ろうと努め、そして出てきた成果のようなものに連動した賃金体系でモチベーションを図ろうとする考え方がありますが、本来、日本の人事システムの本質は、成果を給料で報いるシステムではなく、次の仕事の内容で報いるシステムである。さらに賃金制度はモチベーションのためというより、生活費を保障する視点から賃金カーブは設計されている。言いかえるならば、賃金制度は従業員が生活の不安を感じることなく、仕事に打ち込めるような環境をつくり出すために設計されるべきだと述べておられます。

また、人事考課、成果主義の本来の目的は、やる気を出させて業績を向上させることだと思いますが、実際には運用段階でマイルドに修正され、やる気も業績も向上しない。業績が向上しないと経営者はリストラの方に傾斜せざるを得ず、成果主義は減点評価のための手段と化していく。やる気を高めるということよりも、結果を出さない社員を単に脅す手段となってしまう。経営者は、社員の納得感などを一々気にしていたら経営はできない。会社はそんなに甘いものではないと自分に言い聞かせ、厳しい対応を制度化する。経営者の厳しさに呼応して、社員も危機感を抱き、生き残りをかけて必死になる。会社のためでも同僚のためでもなく、ましてや社会のためでもない、自分だけのために必死になり、非常に利己的に行動するようになるとも言われております。

さらに、考えますに、市役所は年功序列の標本のように言われておりますけれども、果たしてそうでありましょうか。私は、成果だ業績だと騒がなくても、昇進に関しては昇進は給料にも連動するわけでございますけれども、とくに差はついていると考えております。なぜならば、同期に入った者がすべて同時に係長になり、補佐になり、課長になっているわけではございません。年の功だけの序列であれば、ひな壇に座っている部長さんたちは、全員59歳でなければならないはずでございます。実際には60歳で退職するときに、部長もいれば、課長、課長補佐、係長もいるわけでございます。無味乾燥な人事考課の数値に頼らなくても、実質的には日々人事考課がなされていると考えて差し支えないし、また、そんなに評価の誤差はないと私は考えるものでございます。

私は、馬野氏にとって最後の議会である9月議会では、人事考課については自分のいた会社を他山の石としてほしいと言っていたかかったという思いをいたしておりますが、こんなつまらん助役が云々と発言しておられますので、数点、質問いたします。

まず、係長、課長補佐、課長、部次長、部長、それぞれのポストについて、だれがどんな目標管理項目について人事考課を行っていらっしゃるのでしょうか。また、ことし春

の人事異動では、私の頭の中では、えっと思える昇任もあったように思う一方、人事考課をすればこういう結果になるのかなとも考えるのでございますが、考課の結果は、昇給、賞与、昇任等にどのように活用しておられるのか、お伺いします。

また、考課される側からすると、日ごろから上司の機嫌をとっておかねばとの心理が働くのも事実だと思いますけれども、考課を行うに当たっては、考課者の裁量が入ってはならず、また公平無私な考課をするためには、考課する者の考課に対するレベルが同一でなければならないと思います。そのために、どういうふうな研修、あるいは措置をとっておられるかお伺いします。

また、9月議会でボランティア等も考課の対象としたいというような答弁があったように思います。本来、ボランティアは行ったことを誇示すべき性格のものではなく、またその質も違うというふうに思います。このようなものは、対象にすべきではないというふうに考えておりますが、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、防府市福祉都市宣言25周年記念ポップサーカス防府公演についてお尋ねをいたします。この公演は、既に終わってはおりますが、9月議会での同僚議員に対する問答にいささかの疑問を持ったため、今後の市政運営にも関係をするので、改めて総括をしてみたいというふうに思っております。

まず、市当局は、この興業が多くの福祉施設の方を無料招待してくれる、市民には身近なところで観賞をしてもらえる、子どもたちにすばらしい夢を与える、にぎわいの創出効果が期待でき市の活性化につながるとして、実行委員会に参画をし、かつ入場券の販売では、異常とも思えるほど先導的、主導的役割を果たしておられるのであります。

すなわち、入場券の販売については、各部から市が補助金を出している関係諸団体に協力依頼を行っておられますが、9月議会での総務部長答弁では、市職員がこれを売るのは業務である、だから勤務時間中に行っても何ら差し支えないとまで言い切っておられるのでございます。

しかし私は、この公演は一営利企業の興業であり、過去の例で見ればこの程度の理由であれば後援がせいぜいであり、百歩譲って実行委員会への参画を容認したとしても、市が入場券売りに先導的役割を果たすべきではないというふうに考えるのでございます。市民の皆様も、市の職員が入場券を売って歩くより、本来の業務に精励することを望んでいはずであり、また入場券を売る時間があるということは、市役所は暇なのか、まだまだ人員削減できる余裕があるのかと誤解されないかと心配するものでございます。

さらに、市から補助金をもらっている団体にとっては、市からの要請を簡単には断りにくい、無理をしてでも要請にこたえなければならないとの意識が働くのも容易に察しが

つくところでございます。

一方、サーカス会場として、旧市民球場跡の防府競輪ファン用の駐車場を提供しております。このため、サーカス会場に隣接の天神山公園駐車場は、実質、サーカス入場者の駐車場として利用され、競輪ファンは仕方なく遠隔地の駐車場を利用させられていたの
でございます。

御案内のとおり、防府競輪は、ほんの数年前まで全国の47競輪場中最低の売り上げであったわけですが、中央団体に有力選手、人気選手の出場配分を積極的に要請をしたり、ファンサービスを充実したり、他場で本場開催分の車券を売ってもらったり、あるいは本場開催時に他場開催の車券を併売したりと、従事員の方々の協力も得ながら、職務とはいえ、競輪局職員の並々ならぬ経営努力の結果、今では最下位を脱出して、防府市より下に2、3場あるやに伺っております。

しかし、全国的な傾向でもございますけれども、競輪からのファン離れや景気の低迷等、防府競輪を取り巻く環境は今なお厳しいものがあるのも事実でございます。そんな中での競輪の駐車場の提供は、職員の努力と競輪ファンの心を踏みにじるものであると言わざるを得ないのでございます。さらに、市幹部の競輪ファンに対する配慮のなさが、中央団体の心証を害し、選手の配分や開催日程等で冷遇されはしないかと心配もするのでございます。

なぜそこまでしてサーカスの誘致をしなければならなかったのか、疑問が残りますので、数点の質問をいたします。

まず1点目は、この実行委員会の構成員と委員長はだれだったかを教えていただきたい。

2つ目は、興業主、いわゆるサーカス団でございますが、競輪場、旧野球場跡地を使用させたわけでございますので、土地の使用料を徴収したかどうか、そして徴収したとするならば幾らもらったか。営利団体でございますのでよもや割引はしていないと思いますが、その点についてもお伺いします。そして、徴収していないとするならば、その根拠は何なのかを教えてください。

3番目に、職員の入場券販売行為は市の業務であると再三答弁しておられ、また勤務時間中に販売行為を行うことも了とすれば、完全に業務イコール公務でありますけれども、その公務とは市の事務分掌条例のどこに該当するのかを教えてくださいたいと思います。また、各職員があっせん販売したことは、人事考課にどのようにカウントされるのかも伺ってみたいと思います。

4番目としまして、職員が個人的に買った入場券の総数は何枚か、またそれは職員1

人当たり平均何枚になるのか、そして職員互助会、あるいは幹部職員の自主的な団体であります十二日会と、職員関係団体も引き受けているとするならば、その購入枚数は幾らであったのか。

6番目といたしまして、競輪の駐車場を、サーカス公演会場に提供したことに、9月2日から10月24日の間にはオールスター戦や共同通信社杯争奪戦等のG、Gのビッグレースもございましたが、野球場跡地が競輪ファンの駐車場として使用できないことによる代替の駐車場を措置したか否か。措置した場合、遠隔地になると思いますが、そのための誘導員をプラスアルファで確保したかどうか、お伺いします。また、競輪ファンから苦情はなかったのか。また、平年と比較し、売りに影響はなかったのかあったのかについてもお伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、人事考課制度のあり方についての御質問にお答えいたします。

急速に進展する地方分権の流れの中で、私は自立型地域社会の実現を目指すためには、行政みずからが時代に即応した行政体制や組織の確率を図ることが不可欠であり、日々が改革であるという強い信念のもと、経営意識を持った行政運営を目指し、全職員の意識改革に努めてまいりました。その改革の取り組みの一つとして、平成15年に県下でもいち早く人事考課制度を導入したところでございます。

まず、1点目の人事考課はだれがどんな項目を対象に行っているのかというお尋ねでございしますが、本市の人事考課制度は人材育成の観点に立って、能力開発と意欲の高揚、人材活用と目標の共有化を図り、職員の意識改革と組織の活性化を目的として、課長職から段階的に制度導入を進めており、現在、係長以上の職員全員に適用を拡大しております。

この考課制度の対象となる評価項目は、職員が掲げた目標の達成度により年度内の業績を評価する「目標管理による業績考課」、職員の知識・技能、計画策定力、実行力、交渉力などを評価する「能力考課」、さらにコスト意識や市民視点、挑戦意識、向上心などを評価する「意識姿勢考課」の3領域としております。これらの評価を毎年度実施しているところでございます。

被考課者が課長の場合は部長が1次考課者に、副市長が2次考課者となります。また、課長補佐と係長の場合は課長が1次考課者に、部長が2次考課者になります。

なお、部長、部次長への人事考課の適用についてでございますが、土井議員が助役当

時に発言されておられましたとおり、部長、部次長は民間で言えば役員に相当するということから、「業績考課」や「能力考課」、「意欲姿勢考課」を行う必要はないと私も考えております。

しかしながら、国・県が人事考課制度を部長職から順に導入していることもかんがみ、今年度から「行政経営」領域での評価を実施しておるところであります。この場合、部長は市長及び副市長が、部次長は副市長及び部長がそれぞれ考課者となります。今後も、国・県の動向を見ながら、よりよい制度となるよう検討を重ねてまいりたいと存じます。

次に２点目の、人事考課の結果をどう利用するのかという御質問でございますが、昇格や人事異動の参考とするとともに、課長の場合は翌年度の６月に支給する勤勉手当に反映いたしており、平成１７年６月支給分から実施しております。また、課長補佐と係長の場合も、翌年４月の昇格及び人事異動の参考としておりますが、優秀な人材を適材適所に登用していくという私の基本的な考えに変わりはありません。

なお、結果の利用ではありませんが、達成目標を掲げる過程において、部長及び課長がその年度の「組織現状分析・課題設定シート」というものを作成しており、これにより、組織の目標がより明確になり、施策、事業の進捗状況も含め、組織内の情報の共有化を目指す上でも役に立っていると考えております。

次に、公平無私な考課をするための研修についてでございますが、毎年、年度初めの４月に、新たに考課者になった者を対象に、制度説明を交えた研修を実施するとともに、制度マニュアルを配付しております。また、年度末に向けて考課を取りまとめ始める１月にも、毎年、外部講師により、すべての考課者を対象とした研修を繰り返し実施しております。

さらに考課結果にばらつきや不公平が生じないようにするため、部次長級で編成する調整委員会を設け、客観的見地から考課の甘辛調整を実施しているところでございます。

最後に、職務外のボランティア活動をどう評価するのかというお尋ねでございますが、さきの９月議会で私が答弁いたしました際に、ボランティア活動も考課の対象に活用できないかという発言をしたわけですが、これはあくまで例えでありまして、議員がおっしゃるとおり、ボランティア活動には自主性、自発性を重んじるという側面がございますので、人事考課の中に制度的に取り入れるということは困難であると認識しております。

私がかねがね、「良き職員は、良き地域人たれ」という信念のもと、市の職員にも休みの日などに地域の活動に積極的に参加し、地域の方々とともに汗を流すことが大切だと、機会あるごとに申しております。現在の人事考課制度の範疇を超えた、他に評価する方法

がないか、研究してまいりたいと考えております。

人事考課を実施することにより、職員の意識改革は、徐々にではありますが確実に進んでいると思っております。今後も、これまでの成果に満足することなく、さらなる職員の意識向上を図り、組織の活性化を目指してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、総務部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 質問のさなかでございますけれども、ちょっと早いですけれども、昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、6番、土井議員の一般質問を続行いたします。

6番、土井議員。

6番（土井 章君） 先ほどは、市長さんには大変、懇切丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。特に、部長さんの人事考課なり、あるいはボランティア等への考え方、私の考え方を理解していただきまして、まことにありがとうございました。その中で、「良き職員は、良き地域人たれ」とおっしゃっているということですが、まさしくそのとおりでございます。職員の方々もいろいろな行事に出ていらっしゃるのを僕もよく承知をしております。

そこで数点、補足の説明をさせていただきますが、考課する人間が同一のレベルでなければいけないということで、いろいろなことを講じておられますが、1月には外部講師も呼んでということでございますが、この人事考課研修、あるいは人事考課を実施するために、年間どの程度の予算、あるいは経費を必要としておるかをお伺いします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 私のほうからお答えをさせていただきます。先ほど申し上げましたように、現在、年に2回ほど研修をいたしております。

その費用につきましては、今年度、20年度におきましては119万円となっております。ちなみに、21年度におきましては、2回をやっておりましたのを、できれば1回は内部講師でやりたいということで、21年度は1回分の予算要求を、今させていただいているところであります。

したがって、金額的には今年度の半分程度ということで、今、予定をいたしております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 今、講師の研修等々で20年度は119万円ということですが、何か別の人に聞いたら、要するに人事考課そのものに対する経費は、およそ1,000万円ぐらいかかっているというような話も聞いたりもしますが、それは全く根拠のない話ですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 申しあげましたように、人事考課そのものの費用は、講師招聘に伴う費用しかかかっておりません。今、土井議員がおっしゃったその1,000万円というのは、どういった数字が入っているのかわかりませんが、もし、仮の話ですが、今いわゆる行政品質向上事業に取り組んでおります。行政品質向上ということで、これらの費用については600万円か700万円程度、今かかっているということでありまして、恐らく私の推測であります、それを一緒にされたという可能性もないことはないと思っております。

いずれにいたしましても、人事考課そのものには、先ほどから申し上げておりますように、110万円程度の費用はかかっております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） それから、人事異動についてちょっとお尋ねしたいのですが、職員がやりたい職場で能力を発揮するというのが一番ベストだろうと思うのですが、行きたくもないところに行かされて、面白くないのうと言って毎日を過ごすよりは、やる気満々でという職場のほうが良いと思うのですが、そのためには人事異動に伴って職員から行きたいところの希望を取るかというようなことが、ぜひ僕は必要だと思っているのですが、そういうことはやっておられるのかどうか、そしてやっていらっしゃるとすればどういうポストまでやっていらっしゃるかをお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。実は、これは平成12年度から、いわゆる自己申告制度というものを、今、実施をいたしております。これは、要件といたしましては、その職場に最低2年在籍、課長補佐以下ということで、その次にかわりたいところ、あるいは自分でやってみたいこと、もろもろそういったことの申告を受けております。

その申告を受けた上で、いわゆる全員の御希望をかなえるというわけには、実際的に

はなっておりませんが、できるだけその本人の御希望があるのであれば、本人の意思に沿いたいということで、今、職員の配置はいたしておりますが、ちなみに数字で申し上げますと、19年度におきましては40件の申告者がございました。そのうち希望にかなったといえますか、希望どおり配置ができたのが約40%ぐらいの数字でありました。これは毎年、数字はかなり移動いたしますけど、その年によりまして、そのポスト等、いわゆる空いているポスト等の関係がございますので、そういった形で推移いたしております。一番最高が17年度に72%近く、御希望に沿えたという、今、過去の結果もございました。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 平成12年度からそういう自己申告制度をとっておられるということですが、これは実を言うと私が県におったときにそういうシステムがあったので、ぜひそういうシステムを使うべきではないかと、本人の申告を大事にすべきではないかということでしたが、あまり利用されていないなという、いまだ、平成19年度でも40件というようなことで、例えば受けない研修とか、あるいはもう家族が年をとって、そして農業をやっているんで、今まで土日も忙しいところだったが、今度は少し、土日は親の手伝いで百姓もせんにゃいけんから、そういうところにかえてほしいとかですね、そういうことも含めて、できるだけ、40件という数は職員総数に比べると、大変、ゼロに近いぐらいの数字のような気がします。ぜひ、これがほとんど全員の職員に普及するように考えていくべきではないかというふうに思いますので、提案しておきます。

それと、先ほどの市長さんの答弁で、課長級には6月支給の勤勉手当で差をつけていると。考課の結果、差をつけているということをお伺いしましたが、この課長職への人事考課そのものは、絶対評価でしておられるのか、相対評価でしておられるのかをお伺いします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） いわゆる目標達成度ということでもありますから、いわゆる絶対評価、これは原則であります。ただ、勤勉手当にはね返るという中で、いわゆる全体的な原資もございますから、一部、相対的な評価にならざるを得ないということも現実問題、多少出ております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 人事考課で賞与に差が出てくるという場合は、あくまで僕は絶対評価ですべきであって、相対評価ですれば必ずプラスの勤勉手当を支給する人が出れば、

その分だけ必ず割を食う人が出てくる。たとえ成績が悪くなくても、嫌々でも切らなければいけない。それが今の給与条例でいう勤勉手当の支給総額は決まっているわけですから、増やすわけにはいかないわけで、それはあまりいい制度ではないと私は思います。ぜひ、本当にそういう落としてもいいという成績の人がおれば、それは、上げる人は出しちゃってもいいのかもしれませんが、上げる人が出てきたから落とすのをどうしても見つけてこんにゃいけんというのは、何か非常に割の合わん作業だし、職員の不平を生む根拠になることは間違いないので、ぜひ僕は再考をしていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

それから、今の分にも関係してくるわけですが、人事考課をするには何をにおいても公平な評価が必須の条件であるというふうに思います。そのためには、本人、他人、それぞれがどのように評価されたか、自分がどのように評価されたのか、あるいはそれに対して、自分が僕より下かもしれんと思っている人がどういうふうに評価されておるのかということが常にオープンにされないと、これまた不公平感を招くという思いがしておりますが、この人事考課の結果はどの程度オープンにされているのかをお伺いしたいと思ます。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。おっしゃるとおりでございます、いわゆる本人に最終的には理解いただいた上で、これが評価されるというのが一番ベストでございますし、その過程におきましては、考課者と御本人がお話をされて、これは年に2回ぐらい、今、予定をいたしておりますが、途中と、最終的な判断をするときに本人と面接をした中で、その結果について本人に御理解いただくという場を設けております。その第三者に対しては、今オープンにするということはいたしておりませんし、また御本人にお話しする中で、いわゆる俗に言う、まあちょっと不満があるなということでもあるなら、第三者委員会といいますか、いわゆる審査委員会、これは部次長クラスで構成いたしておりますが、その審査委員会におきまして、その妥当性といいますか公平性を協議していただくという場も今、設けております。その中で、いわゆるその委員の中で適切に調整をしていただくということで、今現在は進んでおります。また、これ以上よりよい制度ができるのであれば、私どもも考えてまいりたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） この項ではちょっと最後ですけれども、非常に低い評価を受けた職員、そのまま放置していたのではもうやる気のなくなったまま生涯が終わるということになりますし、それでは市にとっても、あるいは市民にとっても大変不幸ですし、損失

も大きいと思うのですが、そういう低い評価を受けた人、言い方は悪いかもしれませんが立ち直らせるといいますか、そういうアフターケアというか、そういうようなものは具体的に何かしておられるかどうかをお伺いします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 俗に言う非常に低い評価を受けた職員へやる気を出させるということの対策でございますが、考課表には能力や意識姿勢領域におきまして、その職階に期待される達成度が明示されておりますので、考課者は面談で職員ごとの弱点や短所など改善を促しながら、職務遂行上必要に応じまして随時指導していくということを、今、あわせてやっております。

しかしながら、いわゆるその低い評価を受けた職員については、意識を改革していただいて、今後、例えば、例が悪いかもわかりませんが、ことしは悪かったけど来年は頑張ろうというふうな意識改革をしていただくために、職員に向けた、いわゆる先ほど申しました行政品質向上推進活動、あるいはこういったものを取り入れて、あるいは昨年度から始めておりますが、暮れ六つTryあぐるセミナーということで、自分が受けた研修等、いろいろ準備はいたしておりますので、その中で少しでもモチベーションを上げていただいて、今後につなげていただければというふうに考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 次は、ポップサーカスについて執行部の答弁を求めます。総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、ポップサーカスについての御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、このたびのポップサーカス防府公演は、防府市福祉都市宣言25周年記念といたしまして開催いたしました。市といたしましても、多くの福祉施設の皆さんが無料招待されるなど、社会福祉の向上や市外から多くの来場者によるにぎわいの創出効果が期待でき、市の活性化にもつながると考えまして、ポップサーカス防府公演実行委員会に参加をいたしまして、公演の成功に向けて協力をしてきたところでございます。

市民の皆様をはじめ、関係各位の開催への御理解と御協力のおかげをもちまして、開催期間中、これは既に新聞等で報道されておりますが、市内外から約6万5,000人の入場者があり、多くの方々からサーカスを観賞してよかった、あるいは楽しかった等々のお声をお聞きすると同時に、実行委員会から防府市社会福祉協議会へ、99万3,230円を寄附をすることもできたことなど、所期の目的は十分達成できたというふうに思っております。

それで、お尋ねの1点目の、実行委員会のメンバーと委員長についての御質問でございますが、御存じのように今回のサーカス公演は、読売新聞西部本社とK R Y山口放送の主催で開催されましたが、社会福祉の向上や市の活性化のために協力していこうという考えのもと、防府市社会福祉協議会、防府商工会議所、防府商工会議所青年部、防府青年会議所、そして防府市というメンバーで実行委員会が構成され、委員長は社会福祉協議会の会長さんでございます。

2点目の、興行主からの土地使用料の徴収についてでございますが、旧野球場につきましては、普通財産貸付料の算定基準によりまして、29万7,508円を徴収いたしております。

それから3点目の、職員の入場券販売等についての御質問でございますが、まず、市の業務としての考え方につきましては、これまでも、平成13年度に行われました山口きら博や、市制施行65周年記念大相撲防府場所の開催等への協力等がありましたが、今回のサーカスの開催に関しましても、社会福祉の向上及び市の活性化につながるということで、ポップサーカス防府公演実行委員会に参加をして、協力することを決定した上で、一部業務の一環として、主として総務部、健康福祉部が対応いたしましたものでございます。

なお、市の事務分掌条例によります位置づけでございますが、総務部の地域振興に関する事項及び健康福祉部の社会福祉に関する事項に当たるものと考えております。

次に、職員の購入枚数の人事考課への反映についてでございますが、市の職員に対しましては、前売り券の購入協力の依頼をいたしまして、職員も趣旨を理解した上で個々に判断し、協力したもので、これまでも市が関連する事業等の前売り券等の購入に関しましては、同様の協力依頼を種々しておりますし、人事考課へ反映させることは考えておりませんし、今後もその予定はございません。

次に、職員が個人的に購入した総数はということでございますが、職員の合計数は3,434枚であります。平均をいたしますと、1人当たり約3.5枚ということになります。また、職員関連団体等の購入枚数につきましては、先ほど御紹介ありました市の部課長会、いわゆる十二日会でございますが、これらを含めて430枚の販売をいたしております。

それから、最後4点目の競輪駐車場を占有したことによる競輪への影響についての御質問でございますが、まず、駐車場の代替につきましては、競輪場東側の職員、従事員駐車場を競輪来場者用にするとともに、市有地の旧多々良高校グラウンドを臨時駐車場として確保いたしました。その際、駐車場整理員を、サーカス開催中を通して1名増員するとともに、ビッグレースで来場者が多く見込まれますオールスター競輪、共同通信社杯競輪の場外発売時には、さらに3名を増員いたしまして対応いたしましたところであります。

次に、競輪ファンからの苦情についてでございますが、競輪場へ御来場のお客様からは、サーカス開催当初は多少苦情等がございました。しかしながら、お話しする中で御理解をいただけたものと存じております。

それから、競輪の売り上げへの影響についてでございますが、サーカス開催中の1日当たりの売上金は、単純には比較できませんが、聞くところによりますと、わずかに影響があったというふうに聞いております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 答弁ありがとうございます。それでは、自席より質問をさせていただきますが、まず、実行委員会の構成は読売新聞あるいはK R Y山口放送、社会福祉協議会、商工会議所、商工会議所青年部、あるいは青年会議所で、会長さんは社協の会長さんということでございましたが、これには福祉目的ということを標榜しておられるにしては、実行委員会に福祉団体等が、社会福祉協議会がそうだとわれればそうかもしれませんが、ほかに全く入っていないというのはどうかなというような感じもしますが、その辺のところの感じを、どうして入っていないのかが答えられれば教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 個別のいわゆるそういった団体については、今回は入っていただいておりますが、今、土井議員さんおっしゃったように、総括をした中で社会福祉協議会に入っていたということ、御理解いただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） なぜそのようなことを申し上げますかといいますと、市制65周年で、大相撲の九州場所の前に防府で興業がされました。そのときには、たしか防府市は実行委員会には入らず、側面的に協力をし、実行委員会は実質、体育協会が主導になり、そして体育協会に加盟している構成団体が実行委員会のメンバーとなり、一生懸命切符を売っていただいたわけですね。このサーカスについては、福祉施設の人たちも招待されるとか、大変な便益をこうむっているわけですが、社会福祉団体等々に属する人たちが入場券売りに、自分たちのためだからと思ってどれほどの努力をされたかなというのが私は聞きたかったわけですが、その辺がわかるのかわからないのかわかりませんが、わかる範囲で教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） おっしゃいますように、相撲のとき、ちょっと私も書類を見ましたら、三十数団体の方といいますか、団体が加入されて実行委員会を立ち上げられ

たということ記録を見て知りました。今回は、そういったことはそこまで枠を広げておりませんが、そういった関係で、お尋ねの福祉団体につきましては……。ちょっと福祉団体そのものの個別の集計は、今ちょっと、手元に持っておりませんが、社会福祉協議会あるいは保育園、幼稚園、これはちょっと福祉団体ではありませんが、そういった関係で御協力はいただいているところであります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） ちょっと補足をさせていただきます。御存じのように、体協に属する方々は、やはりパワフルで、いろいろ前へ前へ、横へ横へ、いろいろつながりを持っておられるわけで、こういうことに対しても能動的に取り組んでいただけていると思っております。

一方、福祉団体の方々、私もある一つの団体の県の会長を長いことやっておりますが、とてもそのようなことにアクティブに、券を売ったりとかいろいろな形で協力を要請したりとかということが、いつも受け身の方々でありまして、なかなかそういうことは難しい方々だというふうに、大変な方々だというふうには私は理解をさせていただいております。

そのようなこともありまして、恐らくきっと社会福祉協議会という一つの大きいくくりの中で対応方を考えたのではないかと、こんなふうに感じておるところであります。御理解をいただければと思います。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 僕は、小なりそういう団体の人も、一生懸命、市役所をはじめほかの団体も我々のためにやってくれるのだからということで、小なり大なり協力があってもしかるべきだというふうには思っていますが、それはそれとしてこの辺で、そのことについてはやめておきましょう。

その次に、土地の使用料ですけれども、興業ですから、まず割引はしていないと思いますが、その確認をさせていただきたいのと、その使用料は一般会計の収入としたのか、競輪特会の収入になったのかをお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今、土地の使用料の歳入先はということでございますけれども、これは一般会計のほうで歳入いたしております。財産収入の土地貸付収入、先ほど総務部長答弁でございましたように、29万7,508円いただいております。割引はいたしておりません。ただ、これに関しましては、サーカスの直接の業務の用に供する部分について、料金をいただいております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 実質、9月2日から10月24日までの、都合52日間の占有にしては、何か29万7,000円という数字はいかにも小さいような感じはしますが、また、これはまた後ほど勉強もさせてもらいたいと思います。

ところで、一般会計へ入れてあるということですが、確かに普通財産であれば一般会計が調定をするのが当たり前でしょうが、一方、このサーカスがなければ、競輪は、先ほど総務部長さんの答弁でありました、通常1名あるいはG、Gのレースのときにはプラス3名、計4名の臨時の方を雇っておると。それだけ、競輪は unnecessary 支出をしているわけであって、それは競輪に補てんする必要があると僕は考えるのですが、その辺はいかがですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今、この金額、土地貸付料ですが、その分に関しましては、私ども競輪特会への繰り入れについては、私ども考えておりません。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） それでなくても苦しい競輪なのに、競輪当局がこうむった被害については全く無視でというのは、私は納得ができません。これでは競輪局の職員、あるいは従事員の方々が一生懸命、G、記念競輪も目の前に控えておりますが、やる気をなくすのではないかなというような感じもいたしております。いたしておりますが、これ以上言っても何の効果もないでしょうから、それはそれとしてやめますが。

そこで、職員が3,434枚、そして十二日会等で430枚ということですが、職員は協力をせいと言われたが任意だと、あくまで任意だということではございますが、職員さんは個人的にはそれなりの枚数を引き受けんと人事考課で差別を受けるのではないのかなというような思いから、必要以上の枚数を買って、他人に、余ったから配ったというような話を聞いておりますし、十二日会のメンバーの人は、精いっぱいポケットマネーで買ったなら、また十二日会で引き受けたからといってまた何枚やら追加できて、よいよ処分に困ったでというような話を聞いております。大変職員は、僕の頭の中では迷惑をこうむったというふうに思っておりますが、そこで、こんなことを聞いて申しわけないのですが、市長さん、副市長さんはじめ、特別職の方々は自分のポケットマネーで何枚ずつ買われたかを教えてください。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） ポケットマネーで買ったというのは、私は私の家族と私の分と、

それから当日、何とかシートというボックスシートですか、ファミリーシートですかね。それを当日買って、最終日の前の日の土曜日に大いに楽しんでまいりました。そのほかに、私は最初約300枚預かりました。そして知人や友人にお願いをいたしましたところ、意外と好評で、追加追加になりまして、結局私が家族の分も含めて630枚ぐらい、私は預かり、それを完売させていただき、喜んでいただいたと、このように思っております。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） では、私の場合ですが、実はきらら博のときも家族、親戚の分を買って見ていただきましたし、大相撲も母をはじめ、おば等々に買って、見に連れていきました。同じように、今回も家族やら、おいや近くの親戚等々に、枚数が約20枚程度であったかなというふうに思いますが、その前に100枚預かっておりましたので、近所等で売っておりましたら、近所の方が、いやまだ、まだということで、追加で30枚、また追加を預かったというようなことで、若干枚数は、少しはお返ししましたけれども、120枚程度はお預かりできたのではないかなというふうに思っております。というような、その辺りでもよろしゅうございますか。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 私が聞きたかったのは、人に売ったのも含めて何枚かということではなくて、先ほど言いましたように、職員の方は人に売った上に、自分も、家族は4人しかおらんに6枚買った、その上に十二日会からまた4枚来たというようなことがあったよということを言っているのであって、家族の枚数ほどお買いになったのは当たり前かなというふうな思いはしております。

そしてもう1点だけちょっとお尋ねしますが、企業等々への協力依頼ということで、郵便で協力依頼の文書を送っておられるようですが、聞くところによりますと、その封筒は市役所の封筒であったというようなことも聞いておりますが、封筒もしかるべきながら、郵送料はどこから出たのか教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えをいたします。郵送料につきましては、その売り上げの中の事務費としてそこから支出をいたしております。御懸念の公費からは一切出ておりません。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） それならば、ついでに封筒も実行委員会で作られればよかったかなという思いはしております。

残り時間は3分ですので総括をしてみたいと思いますが、にぎわいの創出、あるいは市の活性化につながるということで、実行委員会に参加をし、ということですが、あくまで一過性の活性化でありまして、あるいは一過性のにぎわいの創出だけであって、潮が引いたあとは何も残らない、前小路のあたりはごみだけが残ったというような状態でございます。もっと地道な、継続的な活性化のために市役所は働くべきであるというふうに、私は思っております。

また、市役所職員や各種団体が販売した入場券の手数料が、99万3,230円ほど社会福祉協議会に寄附されたということで、大変効果があったということですが、一方、市制65周年のときの相撲協会から市といたしますか、これは体育協会ですけども、寄附は447万1,101円という、けたが違うほどの金額でございました。もっともっと、言わせていただくと、市を挙げて販売促進をした割には、驚く数字ではないというふうに思っています。

このように、大山鳴動してねずみ一匹とは言いませんが、市役所鳴動して不満いっぱいというような状態だというふうに私は思っていますし、職員には本来の職務に精励してもらうほうが大事ではないかということをお願い添えて、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、6番、土井議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、16番、高砂議員。

〔16番 高砂 朋子君 登壇〕

16番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、子育て支援の充実、今回は、妊婦健診公費負担の拡充について質問をいたします。

私は、昨年3月議会で同様の質問をさせていただきました。少子化対策は、今後の日本の将来に大きく影響する大切な施策の一つですし、健診費用は経済的負担が大きいことで未受診のお母さんが増えている現状から、母子ともに健康を守り、安心して出産の日を迎えていただくために、公費負担拡充に取り組んでいただきたい旨、要望いたしましたところ、国の大きな流れの中で、防府市も御英断をいただき、長年2回でありましたところを、今年度より5回まで拡充をしていただきまして、そのことに対し、心より感謝を申し上げます。誕生を待ち望んでおられる妊婦さんはもちろんのこと、周囲の御家族、多くの市民の皆様から喜びの声をいただいております。

今回、改めて取り上げさせていただきましたのは、近年深刻になっております産科医不足問題の上に、今回の世界的な経済不況悪化の中、我が防府市においても、日を追うごとに経済的に困難な状況が押し迫ってきておりますことが重なり、これから子どもを出産し、育てていこうとされている若い御夫婦に、大変大きな不安と負担を与えている現状を、今回多く聞かせていただきました。

そういった理由から、今回取り上げさせていただいたわけですが、混沌とした社会情勢の中にあっても、子どもを産み育てやすい環境をいかにして築いていくか、取り組まなければならない課題の一つだと痛感しております。

妊婦健診について改めて御紹介いたしますと、23週まで4週間に1度、35週まで2週間に1度、36週からは1度となっております。母子ともに健康に合わせて受診をし、平均回数は14回とされています。費用は公的医療保険対象外であるため、公費負担がなければ全額自己負担となり、1回五、六千円かかります。血液検査など行くと、1万円から1万5,000円かかっており、大変高額な負担になります。公費負担の2回から5回への拡充は大きな前進ですが、さらに若い御夫婦が置かれている現状を見ますと、さらなる拡充をお願いせざるを得ない状況です。

防府市では、毎年約1,000人のかわいい子どもたちが誕生しています。安心・安全な環境の中から誕生となるよう、また、子どもたちの未来が希望あるものになるよう、ぜひとも14回、全額公費負担にと要望をさせていただきたいと思っております。市当局のお考えをお聞かせください。

次に、時代に対応した教育の充実について質問をいたします。

来年4月より学習指導要領が変わり、小・中学校で新しい教育内容がスタートいたします。改めて生きる力をはぐくむことに目を向け、子どもたちが知・徳・体のバランスのとれた力を伸ばしていけるよう、さらに取り組んでいくとしています。豊かな人間性やどんな状況下でも、力強く生き抜く力をはぐくんでいくことが大変重要だと思います。時代は刻々と変わり、子どもたちの置かれている環境も、変化、変化の中にあります。

今回の学習指導要領の中に、新しい時代に対応した教育の充実の項もあり、その中から特別支援教育と情報教育の充実の2点について質問をいたします。

まず、特別支援教育の充実について。

国は平成15年に、「今後の特別支援教育のあり方について」を出し、これまでの特殊教育からの移行の取り組みを進めてまいりました。平成18年、学校教育法の改正、翌19年度から特別支援教育に移行、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、また高機能自閉症等の発達障害も含

めて障害のある児童・生徒一人ひとりに教育的ニーズを把握して、児童・生徒の持てる力を高め、学校における生活や学習上の困難を改善、または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うとしています。

防府市においても、保護者の方との連携のもとで、さまざまな状況を持つ子どもたちを把握され、取り組みを開始していただいております。

そこで1点目、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、支援状況をお聞かせください。

特別支援教育を必要とする子どもたちは、実にさまざまな状況を抱えています。身体・知的の障害に加え、発達障害の子どもたちも増えてきています。特に発達障害は、教育指導の中で、そうではないかと推測される子どもたちもいるようです。さまざまな子どもたちに、さまざまな対応が必要です。

そこで防府市では、担任教諭を補佐する学校支援員を配置していただいておりますが、学校支援員の職務、資格、配置状況、対象となる児童・生徒の基準、その実態数等についてお聞かせください。

また、継続的なきめ細やかな体制づくりや、教職員の専門性の向上が不可欠になってまいりますが、そのための研修状況をお聞かせください。

2点目、学校支援員の増員について質問をいたします。

特別支援教育を必要とする子どもたちが増加傾向にある現状下、現在の体制で対応できているのか、今後、対応できるのか、大変心配をしております。小学校入学と同時に支援を必要とする子どもたち、学校生活の中で支援が必要となる子どもたち、低学年時だけでなく、中学年、高学年になっても支援が必要な子どもたちが現実にあります。ぜひとも増員に向けての前向きな御検討を、よろしく願いをいたします。市当局のお考えをお聞かせください。

3点目、幼・保、小・中学校連携の重要性について質問をいたします。

大切な子どもたちの成長は、待ったがききません。障害の有無にかかわらず、どの子どももそれは一緒です。ただ、障害がある場合は、その子に応じた特別な支援が必要になります。そのために、早期発見、早期支援、成長に応じた継続支援が不可欠だと思います。そこで幼・保から小学校へ、小学校から中学校へ移行するときの連携が重要と思われませんが、どのようにされているのかお聞かせください。

次の項目に移ります。情報教育の充実について、2点お尋ねをいたします。

情報メディア教育の重要性については、以前にも取り上げさせていただきましたが、今回は、携帯電話の急速な普及に伴う対応を中心に質問をさせていただきます。

通告準備の最中だったのですが、12月3日、大阪府教育委員会は、児童・生徒に携帯電話へ過度の依存傾向があるとして、公立小・中学校は、児童・生徒の携帯電話の持ち込みを原則として禁止し、高校などの府立学校は、校内での使用を禁止する方針を明らかにして、本年度中にも実施すると発表いたしました。賛否両論ありますが、子どもたちの成長を見守る責任が大人にはあります。携帯電話の普及に対して、現実には起きていることを把握し、どのように対応していくべきか、真剣に取り組むときがきていると思います。

インターネットや携帯電話の急速な普及に伴い、子どもたちが容易に有害情報に触れる機会が増えてまいりました。子どもたちは親が買い与えた携帯電話を使って、隠れ家的に大人の知らないところで、実に多くのことを知り、行っています。今回、改めて実態を知り、愕然といたしました。インターネットの掲示板遊びがはやっているようですが、すべてが悪いわけではありませんが、匿名で発信する誹謗中傷、デマが飛び交うサイトや、中・高生とは思えない過激な、わいせつな情報も、言葉だけではなく、実映像とともに飛び交うサイト、暴力を誘発するけんかサイト等は有害情報そのもので、もはや無法地帯と言ってよいでしょう。

もう一つネット遊びで、はやっているのがプロフと呼ばれるものです。プロフィールの略で、携帯から自分のプロフィールを書き込むだけで発信できるものです。中には、実名や住所、生年月日、自分の裸の写真まで載せている女子生徒もいるようです。他年齢の知らない人とのコミュニケーションが可能なことから、危険性も多く潜んでいます。子どもたちは自他ともの個人情報を、発信する危険性をほとんど認識せず、いとも簡単に無防備に流出させてしまいます。一度流出した情報は次から次へと転送され、回収不可能、取り返しのつかない状態になります。

このような状況から、子どもたちが、さまざまなサイトを利用した犯罪の被害者となる事件も増加しています。そのほとんどの入り口が、家族所有が主流のパソコンよりも、個人所有の携帯電話からとなっているのが実態です。

山口県健康福祉部こども未来課の資料によりますと、県内、平成19年度出会い系サイトに関連した犯罪実態は、検挙件数、前年度比プラス4件で41件、そのうち9割が児童買春等です。被害に遭った子どもたちの数は、前年度比プラス5人で43人、そのうち9割が中・高生ということです。

県ではこの実態を憂慮し、携帯の普及に伴う対応として、昨年2月から青少年健全育成条例を改正し、インターネットの利用に関して、保護者は子どもに有害情報を見せないことを、事業者は青少年に有害な情報を見せないための情報提供するよう、努力義務を設けています。しかしながら現実はどうでしょう。犯罪実態も増加傾向にありますし、全国

的には凶悪な事件も数多く発表されており、携帯を取り巻く問題は急速にかつ深刻に広がっているのが実態です。

「知らぬは親と教師なり」と言った人がいました。私も一人の親として、これまでの認識不足を大反省いたしました。と同時に、子どもたちをトラブルから守るための鍵は、私たち大人が実態を知ることからと痛感し、これからできることを最大限に、かつ迅速に行っていかななくてはならない、大変なことになることをお訴えしようと、今回取り上げさせていただいた次第でございます。

1点目の質問は、前段申し上げましたように、携帯電話普及に伴い、小・中学校の現場ではどのように対応されているのか、学校内での所持の実態はどのような状況なのか。

2点目は、情報モラル教育に関して、どのように進めておられるのか、今後どのように取り組んでいかれるのかをお聞かせください。

インターネットは、未成年者に好き勝手に使わせてはいけないというメディア、というのが世界の常識と言われていています。情報のよしあしを判断する根本的な力や、ブレーキをかける力を身につけた人が使えるものであるということです。我が国では親がネット機能の備わった携帯を、それらの力が未熟な子どもたちに安易に与えて、好き勝手に利用させているのが実態です。

携帯の危険なわなから子どもたちを救うために、まず、保護者である私どもの姿勢を改めなければなりません、ぜひとも積極的なお取り組みを発信していただきたいと思えます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは子育て支援の充実についての御質問にお答えいたします。

妊婦健診公費負担の拡充についてのお尋ねでございますが、本市では妊婦健診に対して、今までは2回の公費負担を行っておりましたが、今年度より回数を増やしまして、5回といたしておるところでございます。

公費負担を拡充することは、出産にかかる経済的負担を軽減し、母子の健康保持増進に大きく役立つなど、少子化対策の進展を図る上で、効果的な子育て支援策であると存じます。

本市といたしましては、国や県の動向を注視するとともに、県内他市の状況を勘案しつつ、今後とも、さらなる拡充を検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問でございます、新しい時代に対応した教育の充実につきましては、教育長より答弁をいたしますが、私も携帯電話の小・中学生の所有については、強く憂慮をしておる者の一人でありますこと、申し添えさせていただき、降壇いたします。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 妊婦健診公費負担の拡充について、5回にいただいたことは、本当に多くの市民の皆様から喜びの声をいただいておりますので、本当にありがたい、前向きなお取り組みだったと思っております。また、現状をお察しの上、拡充に向けて前向きに取り組んでいただけるとの御答弁をいただき、感謝申し上げます。

経済的困難な状況はさらに加速していく中で、子どもを産み育てていこうとされている若い世代の御夫婦に、大きなエールを送れるように、一日でも早い時期からの支援体制がとれるよう、よろしく願いをいたします。

産科医不足の不安もあるわけですから、せめてもの経済的な支援の拡充をと願って、この項は終わりにいたします。

議長（行重 延昭君） 次に、新しい時代に対応した教育の充実について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 特別支援教育の充実についての御質問にお答えいたします。

まずはじめに、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する支援状況についてお答えします。

議員御指摘のとおり、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の生きる力を高め、自立・社会参加を支える、心触れ合う教育の実現には、適切な支援を行う体制づくりがとても大切であると考えます。

その背景といたしまして、特別支援学級や通級による指導の対象者の増加や、通常の学級に在籍し、発達障害等のある児童・生徒の増加が挙げられ、これらの児童・生徒への教育的支援は、児童・生徒の障害の状態が多様化していることもあり、喫緊の課題となっております。

山口県教育委員会におかれましては、「やまぐち学校教育支援員活用促進事業」の推進や、特別支援教育センターへの地域コーディネーターの配置をはじめとして、一人ひとりを支える特別支援教育を推進しておられます。

「やまぐち学校教育支援員活用促進事業」につきましては、本年度、中関小学校、華城小学校、佐波小学校の3校に1名ずつ非常勤講師を配置しており、1名分は全額県費にて、あと2名分につきましては、山口県と防府市が2分の1ずつ費用を分担しております。

このような現況を踏まえまして、防府市教育委員会としましては、特別な支援を必要

とする児童・生徒の生活支援を行い、児童・生徒が円滑な学校生活を営むことができるようにすることを目的とした、学校支援員配置事業を平成17年度から実施しております。

この事業は、1つは特別支援学級に在籍している児童・生徒、2つに、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒、3つに、防府市就学指導委員会において特別支援学校への就学が適正であると判定された児童・生徒のうち、防府市立の小・中学校に在籍している児童・生徒を対象として、教員免許や資格を問わない支援員を配置するものです。

本年度は4名以上の児童・生徒が在籍している特別支援学級や、発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒が複数在籍している通常の学級等に配置しております。

配置している支援員の数は、本年度、当初18名の支援員を小学校12校、中学校4校に配置していましたが、担任1人では十分な指導ができない状況が生じたために、7月に1名、11月に2名を3校の小学校に追加配置し、現在は21名の配置となっております。

支援員の具体的な役割としましては、授業に集中できずに教室から飛び出していく児童・生徒に対する安全の確保、クラスの友達への突然の暴力や自傷行為など、危険な行動の防止、衣服の着脱時の支援、排せつを失敗したときの後始末等、学校生活におけるさまざまな支援を行っております。

また、支援員は直接学習指導を行うことはできませんが、小学校の図画工作科や、中学校の技術・家庭科等で刃物類を使用する際、安全に配慮することや、聞こえに障害がある児童・生徒に対して、教員の指示、説明をそばで要約筆記すること等の学習支援も大切な役割となっております。

これらの支援員による支援は、支援を受けている児童・生徒だけでなく、周囲の児童・生徒にとりましても、安心・安全な学校生活に役立っており、保護者からも大きな期待が寄せられております。

このことから、安心・安全な信頼される学校づくりに対する支援員の役割は重要であると感じております。そのため、配置している支援員を対象に支援する児童・生徒の障害等に対する理解を深め、適切な支援が行えることを目的とした研修会を年間2回、実施するなど、支援員の資質向上を図る取り組みを計画的に実施しております。

次に、学校支援員の増員についてお答えします。

平成16年度の文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」によりますと、小・中学校で特別な支援を必要としている児童・生徒が、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の児童・生徒6.3%、通級指導を受けている児童・生徒0.33%、特別支援学級在籍児童・生徒0.83%程度の割合で

在籍している可能性が示されております。現在、21名の支援員によって支援を受けている児童・生徒90人は、その一部であるにとらえております。

また、特別な配慮が必要な児童・生徒の支援は、早期からの支援が大切なことや、現在、支援員の数が限られていることから、どうしても低学年の学級に優先的に配置している現状があり、高学年の学級への配置に課題が見られる学校もあります。

本市教育委員会としましては、支援員の教育的効果は多大であるにとらえ、その必要性を強く感じており、1人でも多くの児童・生徒が支援員の支援を受けられるよう、今後とも、支援員の増員に努めてまいりたいと考えております。

最後に、幼・保、小・中連携の重要性についてお答えします

議員御指摘のとおり、健常なお子さんはもちろんのこと、障害のある、もしくはその疑いのあるお子さんの入学に際しては、幼稚園、保育園から小学校へ、そして小学校から中学校へ円滑な接続を図り、支援をつないでいくことが大変重要であると考えます。

そこで、学校教育課担当指導主事が、防府市保健センターや学校等関係機関と連携を図り、就学に不安を感じておられる保護者との就学相談を行っております。就学相談を進める中で、担当指導主事が、市内の幼稚園、保育園、これは保育所も含みますが、小学校、中学校を訪問したり、あるいは保護者とともに就学先の学校を参観したり、必要に応じて地域コーディネーター及びやまぐち総合支援センターふれあい教育センターへの相談を紹介したりするなど、親子ともに安心して学校生活が迎えられるよう支援に努めております。

また、小学校入学前に就学时健康診断を実施し、入学する幼児の心身の健康についての把握に努め、希望者には就学相談を行っております。

さらに、幼稚園・保育園・小学校・中学校の教職員を対象にして、特別支援教育への理解を深め、幼稚園・保育園と小学校並びに小・中の連携を図ることを目的とした研修会を、毎年2月に開催しております。

今後も、山口県が実施している「やまぐち学校教育支援員活用促進事業」の活用及び華浦小学校、佐波小学校の2校に開設している幼児部と小学部、そして佐波中学校に開設している中学部における通級指導教室での指導・支援と合わせまして、「早期の気づき」と「早期支援」のできる支援体制の充実に努め、地域で支え、育ち合う本市の特別支援教育を一層推進してまいりたいと考えております。

次に、情報教育の充実にについての御質問にお答えします。

本市では、情報化社会をよりよく生きていくために、児童・生徒に「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用する力」を育てていくことを目標に、情報教育の推進を図っているところです。

しかしながら、近年、情報環境は加速度的に進化する一方、弊害としてさまざまな問題も生じております。高度情報化社会において、児童・生徒の健やかな成長のためには、情報モラル教育の一層の充実が緊急の課題と考えております。

まず、携帯電話普及への対応についてお答えします。

近年、ネットワーク上で発生するさまざまな問題は、複雑化・多様化しており、中・高校生はもとより、小学生に至るまでその危険性が指摘されております。

本年4月に実施された全国学力・学習状況調査におきまして、本市の小学校6年生のうち約2割の児童が、中学校3年生では、ほぼ半数の生徒が携帯電話を所有していると回答しており、今後その比率はさらに高まることが予想されます。

このような状況を踏まえ、防府市教育委員会としましては、小・中学校に対しまして、児童・生徒の携帯電話の所有や利用状況について、日ごろから実態の把握に努めるとともに、学校や地域の実情に応じた取扱指針を定めるよう指導しているところでございます。

携帯電話の使用に関する取扱指針については、既に作成している小・中学校を含め、市内すべての小・中学校が今年度末までには作成予定となっております。既に作成している小学校7校の指針では、「原則的に校内への持ち込みは禁止しているが、例外規定がある」としてあります。また、中学校では、「校内への持ち込みは禁止している」学校が4校、「原則的に校内への持ち込みは禁止しているが、例外規定を設けている」学校が7校となっております。

例外規定の内容としましては、「児童生徒の安全管理や下校後の連絡などのため、保護者からの申請により持ち込みを許可しているが、校内での使用は禁止している」や、「特別な事情のため、保護者から申請があれば許可しているが、校内では教職員が預かっている」といったものがあります。

2点目の情報モラル教育の充実についてお答えします。

情報モラル教育は、小・中学校における道徳の時間や学級活動、総合的な学習の時間等において、情報化社会における正しい判断や望ましい態度を育てるための具体的な指導を行っております。

学校における情報モラル教育の充実を図るために、防府市教育委員会では、平成18年度に防府市情報教育研究プロジェクト委員会を立ち上げ、具体的な授業実践例を掲載した小・中学校用情報モラル研究資料集、「児童・生徒に身に付けさせたい情報社会のルールとマナーの学習プログラム」を作成し、平成19年2月に防府市立小・中学校教員に配付し、授業での活用を呼びかけております。

また、小・中学校教員を対象に、平成17年度より、「防府市小・中学校情報教育研

修会」を毎年開催し、刻々と変化する情報環境に対応した情報モラル教育について、継続的に研修を行っております。

加えて、情報モラル教育のさらなる充実のために、山口県教育委員会、山口県警察本部及び民間企業と連携を図りながら、市内小・中学校において、具体的な事例や対応策を内容とする情報モラル研修会を開催しているところです。

携帯電話等情報機器の利用は家庭生活が中心となることから、児童・生徒の情報機器の利用の仕方について、保護者への啓発及び家庭との連携強化を図るために、防府市情報教育研究プロジェクト委員会において、保護者向け啓発資料、「大丈夫ですか？携帯電話・インターネット」を作成し、平成18年12月に、市内全保護者及び全教職員に配付いたしております。

平成20年3月に告示されました、新学習指導要領におきましても、情報モラルの指導について、一層の取り組みの充実が示されております。今後も学校・家庭・関係機関と連携を図りながら、情報モラル教育の推進及び充実を図ってまいりたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 新しい時代に対応した教育の充実についてということで、2項目にわたって詳しい御紹介をいただきましたことに感謝申し上げます。

まず、特別支援教育の充実について再質問をさせていただきます。

学校支援員について、詳しく御紹介をしていただきました。市内では100名近い特別支援を必要とする子どもたちに対して、現在、市内21名の体制ということで、大変御苦労の多い中でお取り組みをされていることに本当に感謝を申し上げたいと思います。

山口市の取り組みをここで紹介をさせていただきます。

名称は異なりますが、総学校数、小学校30校、中学校16校、計46校に対して、配置数は小学校57名、中学校は25名、計82名ということだそうです。資格は教員免許を持有している方に限定をし、補助教員として採用、月15日以内、1日7時間、1時間930円、そういう詳しいことを教えていただきました。特別な配慮を必要とする児童・生徒に、生活支援と学習支援の指導に取り組むということが実施要綱に明確にされております。

最近、近所の方から聞いたのですけれども、山口市の補助教員として働いているというお話を聞きました。防府市からも多くの方が山口市のほうへ通っておられるようです。「防府は少ないですね」とおっしゃってありました。山口市の充実ぶりが、本当にうらやましく思った次第でございます。

ここで1点質問をさせていただきますけれども、山口市の取り組みとの大きな違いは、

今、御紹介をさせていただきましたように、配置数の大きな人数は歴然としていると思うのですけれども、あとは支援員の方が教員免許を持っていらっしゃるということだと思います。生活支援、また学習支援で補助ができるという点での効果は大変大きいと思います。こういった点については、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 山口市の例を御紹介いただきましたが、議員御指摘のとおり、私たちもやはり教員免許を持った方がその教室に配置されまして、生活の安定だけでなく、学習の内容にかかわっていけるということを願うわけでございます。

先ほど申しました3校につきましては、これは免許を持った方の配置でございますけれども、本市の場合の支援員は、免許を持った方もいらっしゃいますけれども、その職務内容としましては、学習内容にかかわるということを前提としての雇用でございませんで、本市の場合は、生活の安定と、あるいは学習の中での落ち着きを保つということがねらいでございますので、その辺のねらいが違いますが、我々の願いとしましては、やはり免許を持った方が配置されまして、生活の安定とともに学習内容についての支援をしていただけるような体制が望ましいと思います。

したがって、これは本市だけで解決できませんので、県の教育委員会のほうにも強く継続、あるいは拡大をお願いしますと同時に、市としましても、またいろいろな工夫をしてみたいというふうに考えていますし、また担当の方にいろいろとまた御相談を申し上げたいと思っています。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 山口市の取り組みで、独自の事業として「山口市確かな学力アシスト事業」というのをされているようでございます。先ほどの82人の中には、アシスト事業の教員もいらっしゃるということで、市独自の取り組みもされているようでございます。先ほど御答弁にありましたように、県のほうにも強く要望していきたいという旨の御発言がありましたが、ぜひとも拡充に向けてお願いをしたいと思います。

発達障害のお子さんを持つあるお母さんからのお話でございますが、小学校入学と同時に支援員さんにお世話になりながら、元気に学校に通っているけれども、3年生になったときに、本来なら中学年になったので支援員はつきませんのでと言われ、大変不安を抱えておられました。お母さんがおっしゃるのには、「さりとて、四六時中、私が学校に出向いて子どもの面倒を見るのは幼い子もいるので、大変に難しい状況だ。今後どうしようかと迷っている」とおっしゃっておりました。このような声はお一人ではないはずでございます。明らかに不足しているのではないかと思います。

障害を持った子どもさんを抱えて、そのお子さんの将来に不安を抱かれながらの日々の生活の御苦労を聞くたびに、早期支援と継続支援の必要性を強く感じております。いかなる障害を持って生まれてこようと、どの子にも、その子にしかなし得ない使命があります。どんな状況下であっても、親子で希望を見いだせるよう、側面からの支援をぜひともお願いをしたいと思っております。

確かに人的な配置というのは、財政状況厳しい中で大変だとは思いますが、子どもたちの一生につながる大事な支援だと思っておりますので、どうか、よろしく願いをいたします。

それから、幼・保から小学校への連携は、大変に重要だということで、詳しい御紹介をいただきましたので、今後もよろしく願いをいたします。

それから、もう1点、質問させていただきたいのですが、障害を持ったお子さんを育てていらっしゃる保護者の方は、日々いろいろな困難と向き合っておられ、どのように対処したらよいのか、悩み苦しんでおられます。

県の相談窓口もあるように御紹介をいただきました。また、市としてはどのような体制で、どのような状況で相談に応じてくださっているのか、教えていただければと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 現在、御指摘の相談につきましては、学校教育課のほうに担当指導主事があります。この担当指導主事が保護者からのお電話、あるいは御来庁をという契機を踏まえまして相談活用が始まるケースとか、あるいは幼稚園、あるいは保育園・保育所、それから小学校、中学校、あるいは防府市の保健センター等々を介しまして、保護者の方から申し出があって、それから連絡を取りながら相談が始まるケース等々がありますし、また指導主事、今1名でやっているのですが、多いときには1名加勢をしまして、2名体制で対応しておりますけれども、保護者の方のお勤めの関係で、日中は訪問できませんで、夜間に訪問させていただきながら話を深めていくというケースもあります。

現在、今年度の相談件数は約70人でございますが、大体お一人に3回以上かかわっているわけでございます。したがって、日中だけではもうとても対応できませんで、夜間の対応、あるいは夜間の訪問をしながらの相談活動をしております。その主な内容等につきましては、一番いいのはやはり就学先の不安ということについて、指導主事さんとの間で話をされるとか、あるいはお子さんの障害に対する保護者御自身の御理解を深めていただく、あるいは啓発を進めていくというようなことの、今後またどういうふうな支援ができるかという支援の方法等についての話とか、あるいは学校、関係機関との具体的な連携

方法等々につきましての相談が主で、御質問は、担当の指導主事に聞きますと多岐にわたっておりまして、この指導主事の存在の意義と、あとその多忙さに我々自身がどういうふうなサポートができるか、今悩んでいるわけでございます。

要は非常に歴代の担当の指導主事が、誠心誠意対応しておりますので、私が見る限り保護者の方には不安を与えなくて、将来に夢を差し上げている感じがしますので、今後ともよろしく見守りいただき、また御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 今年度の御相談が70人にも及び、それをお一人で誠心誠意行っているという現状をお聞きいたしまして、本当に頭の下がる思いでいっぱいでございます。3回ぐらいかわられるということで、回数にいたしましても、時間的な負担にいたしましても、大変なものがあると思います。夜間の対応もあるということで、お一人では大変なのではないかと心配をしておる次第でございます。

できましたら、しっかりとしたプロジェクトチームをつくれ、人的配置も含めて、さらなる相談体制の充実を願うところでございます。これは、要望をさせていただきたいと思っております。

何度も申し上げますけれども、早期からの支援、きめ細やかな支援、継続的な支援がこの特別支援教育には必要でございます。一人ひとりの子どもたちの一生涯につながることでありますので、十分な体制での取り組みを、今後ともよろしく願いをいたしまして、次の項目に移ります。

次は、情報教育の充実についてということでございますけれども、先ほど、市長さんの御答弁の中にも大変憂慮しているというお話をいただきました。

携帯電話普及に伴う対応についてでございますけれども、1点目、質問をさせていただきます。

子どもたちが携帯を持つことのメリット、デメリットという点で、どのように把握をしていっているのかどうか、聞かせていただければと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。

メリット、デメリットは、見方によっていろいろなとらえ方ができると思っておりますけれども、学校生活との絡みの中で、児童・生徒にとりまして、この携帯電話がどういうふうなメリットを持ち、あるいはデメリットを持つかということで御回答させていただきます。

やはりこの携帯電話を持つという、先ほど申しましたように、ほとんどが学校の持ち込みを禁止していますが、例外規定はほとんどお子さんの安全ということを前面に出

された保護者からの申し出を受けて、学校側が許可しているケースでございます。

1つは、登下校中の危険の回避、あるいは安全確保ということがありますし、それから、もしGPSの機能がついておりましたら、事件、あるいは事故が起こった場合にどういふふうなところに子どもがいるのかということとか、あるいは児童・生徒がどこにいるかという場所の特定が非常に早くできるという、そういうメリットがあろうかと思えます。

それから、デメリットとしましては、児童・生徒がその機器を使うことによって、有害情報に接するという事。それから、ネットを介しまして犯罪に巻き込まれる危険性があるということ。特に多いのが、ネット上の書き込み等によりまして、いじめとか、あるいは悪くすると自殺行為にまでつながっていくという、そういう行為も他県の場合にはあるわけですが、幸いにして本市はそういったところまで行っていませんけども、ネット上のいろいろなトラブル、これが持つことによつてのデメリットの主なものではないかなと思っております。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 全く私も、同様なことを思っております。

以前、山口大学教育学部附属教育実践総合センター長でいらした、林先生の講演を市内の文化福祉会館で聞いたことがございます。デメリットのみの紹介でございましたけれども、集中力の低下、携帯を片時も離せない携帯依存症、また対話の減少、マナー、モラルの低下、仮想社会への逃避、通信費の問題、身体への影響などを挙げておられました。心身とも成長期の大事な時期に、野放しで携帯を持たせることは、取り返しのつかない、もう大変に危険であるということがわかると思えます。

その対策としていろいろ考えてみましたが、1つとして、持たせる時期の考慮と、事前のルールづくりの必要性があるかと思えます。2点目、危険性も知った上で、上手に活用する知識の習得。3点目、有害情報をカットできるフィルタリングの推進をする、こういったことがあるのではないかと思います。

こういったポイントを踏まえ、学校ごとに保護者や教職員に向けて、出前講座の開催なども検討してみられたらどうかと思っておりますし、また目にとまるものとして、昨年度までいろいろなツールを発信していただきましたが、今後も啓発のためのチラシや冊子の作成、配布ということもお願いをしたいと思います。

また、御紹介をしていただきましたけれども、これからは子どもたちに対しても、情報モラル教育ということで、利便性とともな危険性やマナーを教え、上手に活用できるよう、きちんと教えていただく機会をとらえていただきたいと思います。

こういった現状の中でございますが、次にもう1点、質問をさせていただきますが、

市内の実態を把握するために、アンケートの実施も必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 携帯電話の所有、あるいは所持等々についてのアンケートの実施をしてはどうでしょうかということですが、実は、ことしの10月末に県の教育委員会が学校における携帯電話使用の実態調査をしていらっしゃいまして、ここからも本市の小・中学校の全体像が見えます。

その中で、先ほども壇上からお答え申しましたけど、携帯電話の使用に関する指針作成の有無の問題とか、あるいは携帯電話使用にかかるトラブルについてのことも少し顔が出ておりますので、あるわけですが、一応、10月末に県の教育委員会でやっておりますので、現段階でこの携帯電話を持つこと、あるいは使用することについての本市の実態というのわかるわけですが、年度初めに生涯学習課の管轄下であります、防府市青少年育成市民会議のほうで、今年度中に、今後の青少年育成の方向性を示すためにアンケートをします。その中に携帯電話の項目も入れようというような話がありまして、ちょっと前に小耳に挟んだのですけども、近々そういったものがあるやに聞いていますが、私はまだ見ておりませんが、そんなことがあれば、あえて別のものでやるよりは、一括、やるほうが学校側もいろいろな面で多忙さを抱えていますので、県のアンケートと、それから青少年健全育成のほうのアンケート等々の中で、この携帯電話の問題の実態が把握できるのではないかと考えていますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） アンケート実施の必要性というのは感じていらっしゃるということで、この市のほうの青少年育成市民会議の皆様の取り組みもあるように、今、御紹介いただきましたので、ぜひともこのアンケートの結果を活かせるように、また市の教育委員会としてもさまざまな先進的な取り組みをお願いして、子どもたちの成長をしっかり守っていけるリード役を担っていただければと思っております。

我が家にも3人の子どもがおりますけれども、3人とも携帯は高校の入学のときにということで決めて、一定のルールをつくって持たせました。3人目の子どもは、今、高校1年生でございますが、中学校のときに周りに携帯を持っている子どもたちも増えてきておりましたので、中学校のときに欲しがりましたけれども、私はいろいろ考えまして、与えることはいたしませんでした。ルールはときに破られましたけれども、高校入学時でよかったかなと思っております。ある程度、分別のつく年齢だったかなと母親としては思っているところでございます。

きのうのニュースの報道を見ておりましたら、昨日、県の子ども未来課の発表がありましたけれども、中学生の所持率は35.7%ということでございます。中学校においても3年生ぐらいになるとばたばたと増えるような感じを私も持っておりますけれども、中学校全体として35.7%ということで、増加傾向にあるようでございます。

先日、県の健康福祉部の子ども未来課の方の講演を聞きに行ったわけでございますけれども、実例として、大変びっくりするお話も聞きました。県内の小学校6年生の女子の児童が、年齢を偽って出会い系サイトを利用して、問題化したということがあったようでございます。塾やスポ少の送り迎えに必要なだから、また安全だからということで持たせるわけでございますけれども、その気持ちが私もわからないわけではございませんが、こういった事例を聞くと、犯罪の入り口に携帯電話がなっているのだなということを私たち大人は知らないといけない、そういうふうに思いました。

先ほど、教育長のほうからも御紹介がありましたように、中には携帯を所持しなければならない事例も、実際に私も聞いております。学校と家庭間で支障を来すという事例でございました。そういった方たちは、原則として所持は認めてあげなければならないのではないかと私も思っております。

だから、所持をすべて否定するものではございませんけれども、ただ、子どもたちに携帯がない不便さよりも、子どもたちが携帯から受けるさまざまな悪影響の大きさのほう、どれほど大きく危険なものであるか、これを私たち大人が知らないといけないのではないかと、それを強く訴えたいと思います。

先ほど、市長さんのほうからもお話をいただきましたけれども、先ほど壇上でも御紹介いたしましたが、大阪府教育委員会の発表に対して、さまざまな声が寄せられておると聞きました。多くの方が子どもたちの携帯所持について、真剣に考えるきっかけになった報道だったと思います。

ここで1つ、最後に市長さんに御意見を伺いたいと思っておりますが、御紹介を先にさせていただきますと思います。

石川県野々市町というところでは、2003年から小・中学校に携帯電話を持たさない運動に取り組んだ結果、携帯所持率が全国平均よりも随分と下がり、中学生の非行行動も減少してきたそうです。その取り組みを参考に2005年より、石川県能美市というところでは、携帯電話対策プロジェクト会議というのを発足させ、市と学校と地域と保護者が一体となって、中学校までは携帯電話を持たせない運動を起こして、現在に至っているということだそうでございます。

日ごろより教育行政にも大変御理解をいただいている市長さんでございますけれども、

健全な青少年育成のために、何か防府市としても御発信していただけないかと思っております。どうか、お考えをお聞かせいただければと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 壇上でもちょっと付言させていただきましたが、私は兼ねてからインターネットや、あるいは携帯電話というものが、子どもはもちろんですが、大人も含めて、決して健全な使われ方をされていないのではないかというような思いを抱いておるわけですが、これらはやはりモラルの低下が来たらしめるところではないかと思うのですが、幼い子どもたちにモラルについて、教育をしていくよりも先に、そういう危ないものには近寄らせないということが、当分の間は必要なことではないかと、かねがね思っております。

このことにつきまして、約1カ月ぐらい前に、実は岡田教育長先生と面談をさせていただきまして、何とか本市での対応はとれないかということでお話に上がりました。その折に、岡田先生のほうから、実は、防府市では小学校もかくかくしかじか、中学校もかくかくしかじか、先ほど答弁されたような内容の御説明をいただき、ある面、安堵はいたしておるところであります。

しかし、これらは各学校の御判断の中で対応をされておられることですので、今の段階ではある種の安堵はしたわけでありますけども、やはり市全体として、市の教育方針の1つとして、しっかりと掲げることも必要なことではないかなと、こんなふうにも感じておりました、引き続き岡田教育長先生としっかりいろいろな議論もさせていただき、また、教育委員会の皆様方とも議論をして、対応に努めてまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 急な御質問に対しましても、御丁寧な説明、ありがとうございました。

ぜひとも、携帯電話を所持することによって、犯罪事件に巻き込まれる子どもたちが1人もいないように、また、情報の活用という面からも子どもたちが将来につながるいい情報モラル教育にしていきたいな、そのように思っております。ぜひとも、前向きな市からの発信、教育委員会のほうからも前向きな御発信をしていただきたい、そのように思っております。

新しい時代に対応した教育の充実というのは、本当に大事なことだと思います。変化、変化の中で子どもたちも成長しております。その子どもたちを見守るための政策をしっかりと子どもも監視をし、また提言もし、いろいろな取り組みにも発信していきたいと決意

をしておるところでございます。

以上で、私の質問を終わります。どうか、よろしく願いをいたします。

議長（行重 延昭君） 以上で、16番、高砂議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後2時31分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年12月17日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 松 村 学

防府市議会議員 大 田 雄二郎